

第 89 回東南アジア学会研究大会 鹿児島大学・郡元キャンパス

6月1日(日) 要旨集

12:00 受付開始(総合教育研究棟 1階ロビー)

12:30 開会の辞(総合教育棟 102)

大会準備委員長 新田栄治(鹿児島大学)

自由研究発表(報告 20分、質疑応答 12分、交代時間 3分)

(第1会場) 総合教育棟 102

第一セッション 司会: 嶋尾 稔(慶應義塾大学)

12:40-13:15 蓮田隆志(新潟大学環東アジア研究センター)

「17世紀ベトナムにおける歴史知識と修史について」

13:15-13:50 多賀良寛(大阪大学文学研究科博士後期課程・日本学術振興会特別研究員)

「19世紀ベトナムにおける銀納制の展開」

13:50-14:25 藤村 瞳(上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科博士後期課程)

「19世紀半ばのビルマにおけるバプティスト派宣教師のカレン像—その形成と背景」

14:25-14:40 休憩

第二セッション 司会: 永井 均(広島市立大学広島平和研究所)

14:40-15:15 田崎郁子(京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科日本学術振興会特別研究員)

「タイ北部カレン社会におけるバプテスト宣教とマチュ概念の規範化」

15:15-15:50 野村佳正(防衛大学校防衛学教育学群)

「「大東亜戦争」における初期軍政確立経緯—フィリピン 1942」

15:50-16:25 柿崎一郎(横浜市立大学国際総合科学部)

「第2次世界大戦中の日本軍によるタイの一般旅客列車の利用—日本軍への請求書の分析」

(第2会場) 総合教育棟 201

第一セッション 司会: 田村慶子(北九州市立大学)

12:40-13:15 吉野文雄(拓殖大学)

「東南アジアブーム検証」

13:15-13:50 工藤 献(立命館大学国際関係研究科博士課程)

「マレーシアにおける治安組織の拡大と体制の安全保障—犯罪対策の政治的側面」

13:50-14:25 瀬戸裕之(京都大学東南アジア研究所)

「フロンティア国家における開発と治安のバランス—ラオス・ヴィエンチャン県にみる中央集権化と地方分権化」

14:25-14:40 休憩

第二セッション 司会：黒田景子（鹿児島大学）

14:40-15:15 川口洋史（名古屋大学大学院文学研究科博士研究員）
「ラタナコーシン朝シャム一世王政権再考」

15:15-15:50 ピアダー・ションラオン
「ラーマ5世時代のタイ南部ムスリム地域における社会秩序と法律改革」

15:50-16:25 日向伸介（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科博士課程）
「近代タイにおける史蹟と王権－1910～20年代の王立寺院制度と仏教史叙述に着目して」

（第3会場） 総合教育棟 203

第一セッション なし

第二セッション 司会：大野美紀子（京都大学）

14:40-15:15 久保真紀子（上智大学アジア文化研究所客員所員）
「アンコールのプレア・カーンにおける禪定印を結ぶ仏陀坐像の表現とその配置構成－伽藍中心部の出入口装飾に着目して」

15:15-15:50 藤倉哲郎（東京大学大学院総合文化研究科学術研究員）
「ベトナムにおける雇用機会の拡大と農村世帯の対応－カントー市ハウザン河氾濫原の一農村の事例から」

15:50-16:25 坂川直也（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科博士課程）
「革命イデオロギーから夢と笑いへ－B級映画都市サイゴンの復活」

16:30-17:25 **会員総会**（教育学部棟 204）

17:30-18:25 **東南アジア史学会受賞記念講演**
西村昌也「考古学・古代学からみたベトナムの形成過程」

18:30-20:00 **懇親会**（郡元南食堂エデュカ）

17 世紀ベトナムにおける歴史知識と修史について

蓮田隆志（新潟大学環東アジア研究センター）

ベトナムの歴史において 17 世紀後半は修史の時代である。大規模な公的史書の編纂事業が少なくとも 3 度の行われた。従来の研究では、その担い手側の事情と目的とが主たる関心の対象で、編纂された歴史の受け手側の事情は未解明の課題として残されてきた。

報告者は、1659 年にキリスト教徒ベトナム人ベント・ティエンがイエズス会宣教師に対してクオックグーで記したベトナム史を主たる素材として、当時のベトナムにおける知識人階級の歴史知識とその特徴を明らかにする。ベント・ティエンはカトリックのカテキスタだが、一方で要路と繋がりを持ち、ベトナムの風俗習慣や統治機構を解説できる知識と教養とを兼ね備えた人物である。彼のベトナム史はごく短いものの、国初より著者の同時代に至るまでを記した通史であり、その著述年次は景治本『大越史記全書』よりも古く、オリジナルのテキストが残存しているという意味で最古のベトナム史でもある。

その内容は、1428 年の黎朝成立以前についてはかなり情報が整理されている。15 世紀後半から 16 世紀初頭にかけて編纂された史料、具体的には武瓊『嶺南摭怪列伝』、同『大越通鑑通考』などに主として依拠したと考えられる。

黎朝成立以降の記述は記述の混乱や誤りが目立つようになり、しかも時代が下るほどひどくなる。これはすなわち、15 世紀以降の歴史はなお記憶の領域に留まっており、書籍など整理された形で参照しうるものがティエンの手元に存在しなかったことを意味している。

このような状況において 17 世紀後半の修史事業は、公定史観に則った歴史書という形であれ、17 世紀中葉までの約 200 年間について、記憶を記録された歴史として固定化する役目を担ったのである。

19 世紀ベトナムにおける銀納制の展開

多賀良寛（大阪大学文学研究科博士後期課程・日本学術振興会特別研究員）

19 世紀初頭にベトナムを統一した阮朝は、先行王朝に類をみない積極的な銀流通促進政策を採用した。本発表は、銀流通が 19 世紀のベトナム社会に与えたインパクトを考察するために、これまでほとんど取り上げられることのなかった阮朝による銀納制の展開過程について検討するものである。

阮朝の租税システムは、主に田土税と人頭税からなる「正賦」と、正賦以外の諸税からなる「雑賦」によって構成されていた。初代皇帝である嘉隆帝（在位 1802~1819）は、1812 年に丁・田税および関津税を半銀半銭納とし、1814 年には関津税の全額銀納化に踏み切るなど、急速に銀納化を押しすすめた。嘉隆帝の後を継いだ明命帝（在位 1820~1840）は、1820 年代以降に顕在化する銀価騰貴のなかで、銀納化政策の見直しを迫られることとなった。明命帝は嘉隆期に定められた各種銀納税を一部銭納に戻す一方、雑賦に分類され、キン族とは異なる租税賦課の方式が適用されていた華人や山地少数民族に対しては、銀による人頭税の統一を図った。その結果、1826 年に全国の明郷（ベトナムに帰化した華人）の税例が各人毎年銀二両に統一され、1830 年には北部ベトナムの華人・少数民族の税例も同じく銀二両に統一されるなど、明命年間には非キン族のエスニックグループに対する銀課税が進展することとなる。銀両単位で賦課されたこれらの人頭税は銀銭比価変動の影響を受けやすく、傾向的な銀価の上昇は、特定のエスニックグループに対する租税負担の増大をもたらした可能性が高い。

19 世紀ベトナムの銀納制は、大きな地域的偏差を伴っていたことも重要である。19 世紀の地理誌『大南一統志』に載る地稅データによれば、徴収された税額に占める銀の割合には地域的なばらつきがあり、とくに高平・諒山・宣光・興化などの北部山岳地帯は高い銀納率を示している。これら北部の山岳地帯はベトナム有数の銀産を誇り、「土銀」と呼ばれる低品位銀が平野部とは異なる独自の流通圏を形成していた。またこの地域に住むタイ系の少数民族は、人頭税を土銀によって納税していたことが確認される。地稅データにおける北部山岳地帯の高い銀納率は、当該地域の活発な銀流通の様相を反映したものであると考えられる。

19 世紀半ばのビルマにおけるバプティスト派宣教師のカレン像 — その形成と背景 —

藤村 瞳（上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科地域研究専攻博士後期課程）

本報告は、19 世紀半ばのビルマにおけるカレンの民族意識形成に関し、彼らを一民族と捉え描写した米国バプティスト派宣教師のカレン像の特徴とその創出背景を考察するものである。とりわけ、カレン宣教の中心的役割を担った宣教師フランシス・メイソン (Francis Mason: 1799-1874) による 1830～40 年代のカレン像の分析に焦点を絞る。依拠史料として、① 本国アメリカの宣教母体のバプティスト宣教会 (Baptist Board) 刊行の宣教雑誌と、メイソンのカレン認識が如実に反映された著作二点、② 『カレンの伝統 (Tradition of Karen)』 (1834)、③ 『カレンの使徒 (The Karen Apostle)』 (1843) を使用した。

ビルマにおける米国バプティスト派宣教会によるカレン宣教は、1830 年代から本格化した。第一次英緬戦争 (1824-26) を経てイギリス支配下に置かれたビルマ南部テナセリム地方に拠点を移した後は、カレン宣教はモールメインやタヴォイの宣教支部を中心に展開された。宣教師メイソンは 1831 年に来緬し、タヴォイ支部の運営を一手に担った。メイソンは宣教活動に加えて聖書のカレン語翻訳に従事し、カレンに関する論文・著作を数多く発表した。つまり、メイソンは当時のカレン宣教の状況をよく理解し、カレンにまつわる情報を発信した中心的な人物であった。よって、彼の抱いたカレン像は正当なものとして認識されていた。

以上の背景を踏まえ、史料分析により次のような点が明らかとなった。まず宣教日誌の記述においてキリスト教徒／非キリスト教徒それぞれに対する描写が存在し、「飲酒を好み」「怠惰な生活を送りながら」「異教を信仰する未開人」である非キリスト教徒と「真面目で敬虔な」キリスト教徒の姿が対比的に表された。一方、『カレンの伝統』と『カレンの使徒』では一民族としてのカレン像が描出され、具体的な特徴が提示された。それはすなわち、勤勉さ、敬虔さ、偶像崇拜と飲酒の否定、の三点である。

上記の特徴を持つメイソンのカレン像は、キリスト教徒カレンの姿を中心に構成された。上記三点をキリスト教的特徴とみなす理由としては、仏教を中心としたビルマ社会に対するメイソンの批判的姿勢とバプティスト派のキリスト教信仰に対する基本的理解があると考えられる。また、慣れない環境での活動のなかで経験した挫折や焦燥感から、メイソンが自己の活動の正当性を見出すために理想とするキリスト教徒像とカレンを関連付け、上記のようなカレン像が形成されたという側面もあった。19 世紀半ばに形成されたメイソンのカレン像は、すなわち民族形成において作用する他者の視点に他ならず、カレン民族意識形成過程においては「名づけ側」の言説が創出された事を示す重要な出来事であったといえる。

タイ北部カレン社会におけるバプテスト宣教とマチュ概念の規範化

田崎郁子（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科日本学術振興会特別研究員）

本発表の目的は、タイ国においてバプテスト宣教活動がカレンの社会・経済実践に及ぼした影響を考察することである。特に、教会で強調される「マチュ（助ける）」というカレン語に着目し、これが村の日常生活において規範化してきたこと、またその影響を明らかにする。

まず「マチュ」という言葉の用法とその変遷を明らかにする。「マチュ」は、元々人間同士の互助的・交換的な「助け合い」の文脈で用いられていたが、神格に対して「捧げる」という意味を持つ「マブ」というカレン語に引きずられるようにして、教会の中での一方的・贈与的な「援助」へと意味範囲が拡大したと考えられる。さらに「マチュ」が日常生活の中で頻繁に言及され、人の評価にも導入されるようになることで、村の人間関係を規定するほどの重要な社会規範となってきたのである。

次に、このような「マチュ」の規範化による村の社会・経済関係の再編を①家族内関係と、②イチゴ栽培における世話役（ポーリアン）との関係、という 2 つのレベルから考察する。①では、まず親世代は大きな家族を思い描き、子世代は核家族を強調する中で、世代間で食事や同居をめぐるギャップや葛藤が生じていることを述べる。そしてその葛藤を、互いにマチュという言葉を使いながら他者の行動を評価し、あるいは自らの希望を述べる中で、調節・交渉する様子を描き出す。②では、まず宣教活動とイチゴ栽培の浸透によって村内の経済・社会関係が二極化してきたことを示す。その上で、マチュという言葉を用いながら世話役（経済・社会的上層）と契約農民（中・下層）の間で多様な交渉が行われていること、イチゴ栽培の世話役という新しいリーダーシップを支えるのは、単なる経済的合理性の追求ではなくカレン・コミュニティの中に利益を還元していくようなマチュであること、を明らかにする。

以上より、宣教活動の影響のもとに、タイのバプテスト・カレン・コミュニティではマチュという言葉が規範化してきたこと、マチュは村レベルでは異なる立場の人々によって多様に定義づけられながら社会関係の調節・交渉に用いられていることが分かる。それは伝統の存続というよりは、宣教活動やイチゴ栽培導入による新しい状況への対応として生まれてきたものであり、また、この新しく生成したマチュの規範化を通して、村の社会・経済関係も再編していることが指摘できる。

キーワード

バプテスト宣教、マチュ（助ける）の規範化、タイ、カレン

「大東亜戦争」における初期軍政確立経緯 ～フィリピン 1942～

野村佳正（防衛大学校防衛学教育学群）

従来「大東亜戦争」における南方軍政は、東南アジア史の観点で説明されてきた。本発表では、占領地軍政が戦時国際法で認められた占領軍の権利・義務であることを踏まえ、軍事作戦との相互作用で捉え直すことを狙いとしている。

戦時国際法に規定された秩序回復の義務及び徴発の権利を狭義軍政とし、第 1 次大戦以降、行政部門へ拡大した占領地軍政を広義軍政とするならば、初期軍政はどのように定義すべきだろうか。

1941 年(昭和 16 年)12 月 8 日、日本は英米に対し宣戦布告を行い「大東亜戦争」が開始されたが、この時に至っても戦争目的は曖昧であった。中央は、戦争目的を「自存自衛」に限定するか「大東亜共栄圏」を加えるかを決定できずにいたのである。このため、作戦計画は単に敵部隊を撃破し南方資源地帯を占領することしか定められていない。また、占領地軍政も統帥部が主張する狭義軍政と政府の主張する広義軍政で対立したが、統帥権の作用から単に狭義軍政の確認に終わっている。中央の曖昧な態度、南方軍司令部の無関心から、戦力不足に悩む第 14 軍（フィリピン担当）が下した決断は、謀略としての占領地軍政であった。これによりフィリピン人の対米離反を誘い戦力差を逆転する狙いである。ところが、ケソン以下要人のマニラ脱出、行政府の日和見により、第 1 次バターン作戦の失敗し第 14 軍は進退窮まったのである。

他方、他正面の好調な戦局から「今後採るべき戦争指導の大綱」が策定され、「南欧占領地建設方針」が公表された。これにより、占領地軍政は物資動員計画と深く結びつけられた。また、首相の諮問機関「大東亜建設審議会」が設置され、陸軍省軍務局のブレントラスト「国策研究会」のメンバーが多く送り込まれた。この諮問内容は「軍政総監指示」として南方軍に伝達された。つまり実質的に広義軍政を実施することとなったのである。

中央の動きに対応し、南方軍司令部の態度も変化する。作戦基盤のための占領地軍政から、占領地軍政実施のための作戦を指導することとなった。このため、第 14 軍に対しては、戦力を増強してあくまでバターン作戦を遂行することを求めた。戦力を増強された第 14 軍は、第 2 次バターン作戦を成功させた。そして、バルガス行政府長官は更生を誓い、米軍の権威は失墜したのである。

結論として、曖昧な上級部隊の態度から、現地軍たる第 14 軍は謀略として占領地軍政を試み作戦を支援しようとした。その後の上級部隊の態度の明確化から、作戦は広義軍政を行うための手段へと変質し、圧倒的な戦力による米軍の威信失墜を狙ったのである。

依拠した史料

厚生省引揚援護局調整「石井秋穂大佐回想録」（防衛研究所戦史センター史料室所蔵）

金原節三「金原節三日記摘録」（防衛研究所戦史センター史料室所蔵）

『南方軍作戦関係資料綴』（防衛研究所戦史センター史料室所蔵）

『軍政公報』（防衛研究所戦史センター史料室所蔵）

第 2 次世界大戦中の日本軍によるタイの一般旅客列車の利用 —日本軍への請求書の分析—

柿崎一郎（横浜市立大学国際総合科学部）

本発表は、タイ国立公文書館の軍最高司令官文書に所蔵されている日本軍の軍事輸送に関する請求書から、第二次世界大戦中の日本軍による一般旅客列車の利用状況を分析したものである。部隊や軍需品の輸送のための軍用列車の運行とは別に、日本軍はタイの一般旅客列車にも日本兵を多数乗車させており、その運賃が鉄道局で集計されて日本側に請求されていた。これを集計すると、全期間を合わせて計 16.5 万人の日本兵が旅客列車を利用しており、1 日平均で 100～140 人程度がタイ国内の各地を移動していたことになる。

第 1 期（戦線拡大期：1941 年 12 月～1942 年 6 月）の週平均の利用者数は計 877 人であり、最も利用が多い区間は北線 2 区間からバンコクへの輸送であり、以下カンボジアからバンコクへ、バンコクから北線 2 区間への輸送が続いており、全体的に北線での利用者が多くなっていた。これは北線における軍用列車運行本数の少なさによるものと思われる。

次の第 2 期（泰緬鉄道建設期：1942 年 7 月～1943 年 10 月）にはバンコク～泰緬区間間の利用者が圧倒的に多く、次いで南線 3 区間～マラヤ間の双方向とも利用者が多くなっていた。反対に東線と北線では利用者数が大きく減っており、この時期の利用は南線が中心であった。週平均の利用者数も 764 人と、第 1 期よりも減少していた。

第 3 期（泰緬鉄道開通期：1943 年 11 月～1944 年 12 月）になると再び利用者数は増加し、週平均の利用者数も計 962 人と全期間中で最も多くなっていた。バンコク～泰緬区間間の利用が顕著であり、北線方面の輸送が第 2 期より増加していたが、カンボジア～バンコク間や泰緬区間～マラヤ間など軍用列車が運行されていた区間での利用は少なかった。

最後の第 4 期（路線網分断期：1945 年 1 月～9 月）には、路線網が寸断されたことから旅客輸送量も減少し、週平均の利用者数は 693 人と最も少なくなっていた。この時期にはとくに利用者の多い区間が存在しない代わりに、利用区間が各地に分散していた。とくに東北線方面での利用がこれまでになく増えているのが特徴であり、特定の区間に利用が集中せず、各地に利用者が分散する傾向が強まった。

このように、日本軍による一般旅客列車の利用は、軍事輸送量の多い区間での利用が中心であったが、軍用列車が運行されていない区間での乗車も少なからず存在していたことから、一般旅客列車の使用は日本軍の軍用列車による軍事輸送を補完する役割を果たしていると言えよう。日本軍の一般旅客列車の利用については、タイ側にはデメリットしか存在しなかった。それでも、日本と戦争遂行に協力することにしたタイとしては、日本側が軍事上の必要性を掲げる限り、それを断ることはできなかった。また、この資料から部隊の移動と連動していないごく局地的な利用の存在も明らかになり、タイ国内での日本兵の移動が非常に多岐に及んでいたことが確認された。

東南アジアブーム検証

吉野文雄(拓殖大学)

2012 年夏に中国で反日暴動が起こって以降、東南アジアの経済的な潜在力が注目されるようになった。『日本経済新聞』は、2013 年 1 月 13 日から 27 日にかけて、5 回にわたって「東南アジアの力」を掲載した。『ニューズウィーク日本版』は 2013 年 1 月 29 日号で「東南アジア経済入門」を、『週刊エコノミスト』は 2013 年 1 月 29 日号で「沸騰！東南アジア」をそれぞれ特集した。

この東南アジアブームが生じた最大の原因は、経済的なパートナーとしての中国という選択肢が消えたことにある。これは東南アジアにとっては外生的な原因である。東南アジア内部で生まれた原因としては、中間層の成長による消費の拡大、財政健全化と外貨準備増による投資資金流入、自由貿易協定(FTA)締結による貿易拡大、政治的安定と市民社会形成による投資環境改善などが挙げられている。

メディアが以上のように報道する一方で不安要因も多い。賃金上昇が物価上昇につながると、国民の生活水準低下につながるだけでなく、交易条件改善を通じて国際競争力を低下させる。貿易と直接投資で対中依存が深まっているため、東南アジアの景気が中国経済の動向に左右されやすい。財政は黒字化に向かっているが、徴税能力の向上は限定的で、財政支出はインフラ整備などの経済的支出に集中し、教育、保健への支出割合が低い。

今次の東南アジアブームをみる際に重要なのは、日本にとっての、また日本企業にとっての東南アジアと、東南アジアそれ自体とは異なる視点で分析されなければならないことである。加えて、いわゆる構造的要因と循環的要因とを区別する必要がある。さらに、東南アジアの 10 カ国が加盟し、2015 年 12 月 31 日に経済共同体形成を目指している地域統合体としての東南アジア諸国連合(ASEAN)の経済統合の取り組みと各国経済の状況とを区別しなければならない。

中国の反日暴動を原因とする東南アジアへの関心の高まりは、日本、特に日本企業に限定されたものである。東南アジア全体では、1986 年前後に一次産品不況、1998 年前後にアジア通貨危機、2009 年にリーマン・ショックを契機とする世界金融危機という循環的な景気後退に襲われている。その後数年で好況に転じるのが通例である。今がその時期で、識字率、出生率、都市化率といった構造的変数には趨勢的な変化はあっても、閾値を超えた変化があったわけではない。

最後に、ASEAN と東南アジアを混同した論評が多い。現在東南アジア諸国が享受している好況と地域統合体形成を目指す ASEAN の取り組みとは別物である。したがって、ASEAN 経済共同体が形成されようがされまいが、東南アジア諸国の経済活動への影響はないものと考えられる。

マレーシアにおける治安組織の拡大と体制の安全保障—犯罪対策の政治的側面

工藤 献（立命館大学国際関係研究科博士課程）

マレーシア奉仕隊（RELA）は、1972年に国内の共産主義勢力の監視を目的として発足した内務省傘下の治安組織であり、国軍と警察に次ぐ「第三の勢力」として位置づけられている。志願制に大きく依存する RELA の登録者は 300 万人を超え、その活動内容は災害救援や行方不明者の捜索といったコミュニティ支援、軽犯罪の監視や非合法移民の検挙の支援といった治安維持活動など多岐にわたる。本報告において焦点化するのは、近年、犯罪対策の強化を名目として推進されてきた RELA の拡大をめぐる政治的側面である。

1989年のマラヤ共産党と政府の停戦合意を受けて共産主義に対する脅威認識は解消した一方で、主要な監視対象を喪失した RELA にとり、それは組織の存在意義を根底から揺るがせる事態にはかならなかった。こうしたなかで、RELA の治安組織としてのアイデンティティを維持する契機をもたらしたのが、共産主義に代わる「新たな脅威」として浮上した非合法移民への対策強化であった。1990年代から国家規模の掃討作戦が定期的に遂行されるなかで、人的規模で他の法執行機関を圧倒する RELA の役割は次第に高まりを見せ、2005年には単独での捜査権と逮捕権が付与された。とはいえ、訓練経験に乏しい RELA の権限強化は非合法移民の取り締まりの過激化に直結し、暴力的な検挙手法を露呈したことで人道上的見地からの批判を招くこととなった。

RELA の強権化に対する批判が尖鋭化し、即時解散をも求める言説が増大したにも関わらず、RELA は 2008 年から勧誘活動を強化していく。2008 年に約 80 万人であった登録者数は、2010 年末を迎えて約 250 万人に達した。犯罪対策の強化を根拠として RELA の増員はなおも継続しているが、拡大の力学を支える要因はそれだけにとどまらない。RELA の劇的な拡大が始動した 2008 年には第 12 回総選挙が行われ、与党連合の国民戦線にとっては歴史的敗北ともいわれる投票結果となった。こうした政治情勢のもと、RELA は国内著名人から村長に至るまで国民戦線の支持者を広く取り込むのと並行し、地域密着性という特性を活用して野党に対するネガティブ・キャンペーンの展開に用いられるなど、与党連合による支持回復の試みの一環として組織的な政治動員に組み込まれてきた。次期総選挙を控えて RELA の政治的性質が鮮明化している状況を受け、従来の人道的な視座からの批判に加え、野党勢力からは政治利害に即した批判が提起されており、RELA の拡大を問題視する趨勢に新たな局面が浮上している。このように、犯罪との闘いを大義名分として顕著化している RELA の拡大は、国民戦線体制の安全保障という政治目標と密接に関わって進行しているのである。

フロンティア国家における開発と治安のバランス ーラオス・ヴィエンチャン県にみる中央集権化と地方分権化ー

瀬戸裕之（京都大学東南アジア研究所）

1975 年以降、ラオス人民革命党（以下；党）は、中央集権化と地方分権化に関する政策をしばしば変更してきた。そして、1991 年には、中央によって任命される県知事と郡長を中心とする地方行政制度を採用するなど、ヴェトナム、中国とは異なった地方行政のモデルを採用した。しかし、なぜ、党の中央地方関係をめぐる政策が頻繁に変化し、他の社会主義国と異なった中央集権的な地方行政を形成することになったのか、この問いに答えることは、ラオスの現在の国家体制の特徴を理解するうえで重要である。

従来、ラオスの中央地方関係の変化は、経済管理に関する政策変化の問題として説明されてきた。しかし、現体制が樹立した後、ラオスは体制が異なるタイと長く国境を接し、冷戦期には自らを社会主義諸国の最前線（フロンティア）として認識していた。従って、ラオスの地方行政の形成と中央地方関係の変化は、経済管理の問題だけでなく、国際情勢の変化の中で一党支配体制を維持する課題と、地方における治安状況にも強く影響を受けているのである。

本報告で考察するヴィエンチャン県は、首都ヴィエンチャン市の後背地に位置しており、首都から最も近い県である。しかし、1975 年以前はラオス王国政府の支配地域であったために革命後においても治安が悪く、体制が異なるタイと国境を接しているため、1980 年代には国境を越えて侵入する反体制グループの活動により行政が混乱し、党組織の建設も遅れていた。このような地方の状況は、冷戦が終結し、社会主義体制が動揺する 1980 年代末から 1990 年代のはじめに、党が地方行政に県知事制を採用し、中央によって任命される県知事（県党書記）と地方党委員会に権限を集中させた要因になったと考える。

一方で、ラオスは、1980 年代半ばと 1990 年代末に、インフラストラクチャーの状況が悪く、中央からの財政的支援が少ない中で地方での経済開発を促進するために、地方行政首長に権限を委譲する地方分権化政策を試みてきた。しかし、これらの地方分権化政策は、1980 年代には地方での財政管理の失敗をもたらし、2000 年代にも地方に負債を与えたまま開発を進めさせるなどの混乱を生じさせた。さらに、1980 年代末と 2000 年代のはじめに地方での治安が悪化したことから、その後、治安対策へと党の政策の重点が移って行った。

以上のように、ラオスはフロンティア国家という特徴を持っており、ラオスの中央集権化と地方分権化をめぐる政策変化は、党が地方において治安の維持と経済開発のバランスを実現しようとする試行錯誤として理解できることを指摘する。

ラタナコーシン朝シャム一世王政権再考

川口洋史（名古屋大学大学院文学研究科博士研究員）

本発表の目的は、ラタナコーシン朝ラーマー一世王政権（1782-1809 年）の歴史的立場を再検討することである。通説的理解では、一世王はビルマに滅ぼされたアユタヤ王国の制度や仏教を継承・再興したものと考えられてきた。しかしワイアットやニティは、一世王は必ずしもアユタヤ的国家への全面的回帰を目指していなかったとし、むしろ 18 世紀からの経済や文化の変化を強調した。しかしのちにニティは一世王政権の立場を通説的な理解に復してしまう。すなわち、トンブリー朝タークシン政権（1768-82 年）の担い手はアユタヤの官僚家系の出身ではない者たちであり、ゆえにアユタヤ的な国家の再興に関心がなかった。一方、一世王の周囲にはアユタヤ以来の上流の官僚家系の出身者が集まり、一世王がラタナコーシン朝を建てると彼らで政権を固め、その政策も基本的にはアユタヤ的な国家の再興を目的としたという。

かかる先行研究からは、18 世紀に文化も経済も変化を始め、トンブリー朝において政権の担い手も政策も大いに变化した、しかし一世王時代にアユタヤ的な国家へと回帰した、という歴史像が見えてくる。しかし、とすれば一世王政権は反動政権であった、と理解せざるを得なくなるが、それでよいのだろうか。

そこであらためて両政権の政策を比較してみると、一世王政権は儀礼、統治制度、仏教いずれについてもアユタヤのそれらへの単純な回帰を目指していたとは言いがたい。むしろ、対清交易を経済基盤に据えたこと、仏教僧団の浄化したこと、君主が菩薩を自称したことのように、両政権の政策には連続面も少なくない。となれば一世王政権の担い手についても再検討が必要になる。

ニティが一世王政権の構成を論じるうえで重視した史料は、1782 年に記された論功行賞に関する上奏文の一種、「小暦 1144 年における王族・官僚の叙任に関する協議書」である。そこには功建国の功臣 73 名を官僚に任命するように一世王に推薦されている。しかし、1 名を除いてそこに彼らの出自は書かれていない。そのためニティは 19 世紀後半以降に記された家譜史料を用いて、彼らの一部がアユタヤの上流官僚家の子弟であると論じているのだが、近代の産物である家譜史料の利用には慎重になるべきだろう。しかもそれを用いてもなお、ニティが上流官僚家出身と確定できた者は 73 名のうち 5 名、そう推測した者 5 名、合計わずかに 10 名にすぎない。さらに、上流官僚家の出と推測された 5 名については、史料的根拠がほとんどない。結局、功臣 73 名のうち 68 名は出自がわからないとせざるを得ない。

むしろ、1784 年に制定され、『三印法典』に収録された「新勅令 38」から、一世王政権はアユタヤ以来の官僚の後裔を積極的に登用する意志がなかったことがわかる。この勅令にあわせて、一世王政権は 1805 年に『三印法典』を編纂した際に、1740 年に制定された「旧勅令 50」に見える官僚の登用基準から、家柄を事実上削除している。このような勅令を制定・改訂した一世王政権が上流官僚家の出身者によって占められていたとは考えにくい。

タークシン政権同様、一世王政権がアユタヤ以来の上流官僚家から連続していないとす

れば、その背景として考えられるのは、アユタヤの滅亡のほか、18世紀前半における変化である。先行研究が明らかにしているように、交易の時代の終焉にともなって、アユタヤは18世紀に清との交易に重心を移した。それにもなって、ペルシア系やインド系に代表される17世紀的なアユタヤの支配者層が没落し、代わって華人が台頭してきた。タークシン・一世王政権が後者を背景に立ち現れたことはすでに指摘されている。そのような新興勢力を基盤としているがために、両政権はともに無名の者たちによって構成されていたと考えられるし、アユタヤの制度などを継承するにしても、アユタヤ的国家へと全面的に回帰する動機を持たなかったのである。

このように、一世王政権は反動政権というよりも、すぐれて18世紀的な政権であったと言える。

ラーマ 5 世時代のタイ南部ムスリム地域における社会秩序と法律改革

ピヤダー・シヨンラオーン

本報告は、1896 年から 1910 年代における、タイ、ラーマ 5 世の政府の南部属国であるパッタニ（あるいはパタニ）の法律・裁判制度の改革について検討するものである。

この時期、タイ（当時シャム）は西洋諸国の植民地政策に対応するために、近代的国民国家を建設し、中央集権の政策を採用した。その結果、当時 7 つの小国に分割されたパッタニ王国も他の地域と同様にタイ国のなかに編入され、マレー系のラージャ（スルタン）の権限は大幅に削減された。シャムは主に行政・税金・法律（及び裁判制度）の 3 つの「改革」を行った。法律の面においては、1901 年から西洋的な民法と刑法を導入し、各小国に裁判所を設置したが、ムスリム同士の紛争を管轄する裁判、例えば離婚と相続については、ト・カリ（Tok Kali）というイスラーム裁判所も新しく設置した。

シャムがイスラーム裁判所を設立することは、当時のイギリスが英領マラヤを植民地化する方針と似ており、シャムが南部マレー地域を支配したのは植民地化と同様であると批判されている（Tamara Loos 2006; 2010）。確かにそのような解釈はできるが、社会秩序と法律の面からみると、法制と裁判の改革によって、従来のラージャによる恣意的な紛争解決と処罰がなくなり、控訴と裁判の手続きが制度化された。ラーマ 5 世時代の近代化政策は様々な面で未成熟であるが、新しい裁判制度によってマレー地域の社会秩序が以前に比べて改善されたことは史料からうかがえる。当時パッタニで起こった様々な裁判事例をみると、初期のシャム統治者は法律と裁判の改革を行ったものの、従来イスラーム法で裁かれるべきケースには関与しないような方針を取ったことが分かった。パッタニに派遣されたシャムの役人とムスリムの裁判官との間では、ケースによってタイ法とイスラーム法、どちらを適用すべきかお互いに相談することが多かった。本報告は、いままで使われていない史料に基づいて、法律の視点からタイと南部ムスリム地域との関係史を探りたい。

近代タイにおける史蹟と王権 —1910～20 年代の王立寺院制度と仏教史叙述に着目して—

日向伸介（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科博士課程）

近代国家形成期における史蹟の調査や整備が、文化財保護という側面にとどまらず、国家権力の可視化やネーション意識の形成に一定の役割を果たすことが各国の事例から知られている。タイ近代史研究では同様の観点から、ラーマ 4 世王によるスコタイ行脚、ラーマ 5 世王による考古学協会設立、ジョルジュ・セデスによる考古学知の導入、1936 年から順次指定された全国史蹟リスト等がとりあげられてきた。

これに対して本発表は、1910～20 年代における王立寺院制度と仏教史叙述という、やや異なる視点から近代タイにおける史蹟と王権の関係を考察する。

王立寺院とは、チャックリー王室から特別の保護を受ける寺院の総称であり、1915 年に公布された「王立寺院の規則制定に関する道德省布告」によって制度化された。その結果、王族・貴族という宮廷権力から保護を受ける畿内地方の「宮廷寺院群」が、国王を頂点とする厳格な位階秩序に基づいた近代国家タイの「王立寺院」制度へと変容した。この制度のもとで、王室とは元来関わりのない寺院も、歴史的価値などを理由に王立寺院へと編入されていった。制度化を提言したのは、サンガ改革の指導者として知られるワチラヤーン親王であった。さらに、布告に先立つ 1914 年には、当時内務相を務めていたダムロン新王がウィットウオンウティクライ編『王立寺院史』を刊行、1925 年には道德省がその改訂版を刊行した。チャックリー王室による仏蹟保護が、公的な歴史によって正統化されたのである。

同じくダムロン親王が 1926 年に刊行した『シャム仏塔史』もまた、チャックリー王室の仏蹟保護に関する重要な著作としてあげられる。同書は、ほぼ同時期にジョルジュ・セデスが刊行した『バンコク博物館の考古遺物』（仏語版 1928 年、タイ語版 1929 年）とともに、最初の体系的なタイ美術史と見なされ、タイにおける考古学研究の古典となっている。しかしながら、ダムロン親王の『シャム仏塔史』が、「仏教」を歴史叙述の枠組みとしている点、同時代の国王の事績にまで言及している点において、両者は性質を異にしている。すなわち『シャム仏塔史』は、美術史的な体裁をとりながら、タイ国内および国際的な仏教の保護者としてチャックリー王室が果たした功績を明示しようと試みた著作として再評価することができる。

1910～20 年代における王立寺院制度と仏教史叙述は、チャックリー王室が自らの過去を仏教史上に再定義し、王都バンコクの文化的中心性を確立していくための装置という側面をもっていたと結論付けられる。その重要性は、今日に至るまで、王立寺院数が 100 寺あまり増加し、新たな『王立寺院史』が編纂され、『シャム仏塔史』が版を重ねていることから明らかであろう。

アンコールのプレア・カーンにおける禪定印を結ぶ仏陀坐像の表現とその配置構成
—伽藍中心部の出入口装飾に着目して—

久保真紀子（上智大学アジア文化研究所客員所員）

アンコール期の美術では、手のひらを上に向けて左手を下に右手を上重ね合わせ、両手の親指を触れ合わせた手の形をした禪定印を結ぶ仏陀坐像が数多く確認でき、その表現から、1つは浮彫装飾のモチーフとして龕の内側に単独で表現されているもの、もう1つは龍蓋を開いたナーガ（蛇）に護られ、そのとぐろの上に坐す仏陀を表したものと2つに大別できる。また、ナーガ上に坐す仏陀像には、浮彫装飾のモチーフとして表現されるものと、丸彫像として表現されるものがある。

クメール美術において、現存する中で最も早いナーガ上に坐す仏陀像の作例は、10世紀末から11世紀初めに比定されるバンテアイ・ミエンチェイ州プノン・スロック付近で発見された仏教の奉献塔に施された浮彫と、アンコール・ワットの中央塔の井戸から発見された、高さ210cmのナーガ上に坐す仏陀の大きな丸彫像とがある。ナーガ上に坐す仏陀像は、特にアンコール・ワット様式（11世紀末～12世紀前半）からバイヨン様式（12世紀後半～13世紀初）に比定される遺跡で多数確認されている。クメール美術のこの図像に関しては、これまでも多くの研究者が取り上げている。

一方、単独で禪定印を結ぶ仏陀坐像を表した図像は、出入口を構成するリンテルやピラスターといった部材に施された龕装飾、あるいは祠堂のヴォールト屋根上部や周壁上部に施された一連の棟飾り、及び参道沿いに並ぶ境界石の側面に施された龕装飾として浮彫されている。これらの図像に関しては、ステルンやボワスリエらによってその様式的特徴が述べられているにとどまり、その建築装飾の図像的特徴や図像解釈に考察が及んでいるものは、これまで無かったと言って良いだろう。

報告者は、これまでの現地調査で、アンコールのプレア・カーンを対象とし、遺跡の出入口を構成する部材に施された浮彫装飾に焦点を当て、その浮彫の図像表現と配置構成について考察し、2012年に博士論文としてまとめた。その中では、プレア・カーンの大伽藍が、いくつかの時期に渡って増改築が繰り返されて形成されたこと、寺院創建時にはこの伽藍内に意図的な神格配置が計画され、その配置構成によって、この寺院の建造者ジャヤヴァルマン7世の重層的な世界観が表現されたこと、そして、創建以後に増築された施設に施された装飾の図像表現からは、この寺院のあり方が創建時以降に変容した可能性が看取できることについて言及した。また、現地調査の際には、プレア・カーンにおける禪定印を結ぶ仏陀坐像についても、いくつかの知見を得ることができた。

本報告では、プレア・カーンにおける禪定印を結ぶ仏陀坐像の図像表現とその配置傾向について考察する。そして、この図像を解釈するにあたって、1939年に遺跡内で発見された石柱に刻まれたサンスクリット語碑文や、遺跡の出入口に残る古クメール語で刻まれた短い碑文を取り上げ、その記述内容から、ジャヤヴァルマン7世統治期のアンコール朝における宗教観や歴史的背景に言及する。

ベトナムにおける雇用機会の拡大と農村世帯の対応 ーカントー市ハウザン河氾濫原一農村の事例からー

藤倉哲郎（東京大学大学院総合文化研究科学術研究員）

1990 年代初めの東南アジア農村研究では、農村に多数の土地なし層や零細農が存在することを前提に、農村世帯の多就業構造に関心が向けられていた。これらの研究は、就業構造と所得分配・階層構造の変化との関連に着目し、非農業就業の拡大が、土地所有規模を軸とした農村内階層間格差を縮小あるいは拡大させるのかを考察した。

他方で、近年のベトナム農村研究では、農村近隣での近代的工場の出現を契機とした議論が出てきている。紅河デルタの農村で、農村の若年層が、近隣に進出してきた近代的工場へ、農家である実家から通勤する就労形態に着目した研究も、そうした議論の一つである。ベトナム農村研究でのこうした動きは、2000 年代半ば以降に本格化した工業区（工業団地）の地方展開と地方での雇用創出という現状に照応したものである。ベトナム農村の現状は、農村世帯の生活向上を農業多角化に求めていた以前の研究が前提としたものから、大きく変化しつつある。本報告では、こうした現状と研究状況の変化を踏まえて、ベトナムにおける近年の雇用創出が、農村世帯の就業・家計構造にどのような影響を与え、農村内階層間格差にどのように作用しているのかを、メコンデルタの一農村を例に考察する。

調査村は、メコン河支流ハウザン河の氾濫原のなかに位置する一農村である。村内の 9 割以上の世帯が農家に分類されており、村の主な産業は稲作三期作である。2005 年に、村から約 10km のところに工業区が建設されている。調査世帯の 8 割以上が稲作経営を中心とした農家で、ほとんどが小零細の自作農である。自家農業労働は主に世帯主夫婦だけで担われており、農繁期に不足する労働力は、人手を雇うことでまかなわれている。低湿地であるために機械化が進まず、人手に頼る農作業の費用は割高である。

家計構造をみると、農業所得が家計の過半を占めている世帯は 2 割程度に過ぎず、兼業化が進んでいる。調査世帯の家計で比重がもっとも高いのが賃金所得である。賃金労働の担い手は世帯主の子どもたちの世代であり、常雇型の工場労働者が多い。なかでも工業区での雇用が、近年、学歴を高めている若年層の雇用の受け皿となっている。

近年創出されている工場労働は、農業所得が少ない所有農地階層下位の世帯にとって、所得水準の向上に大きく寄与している。他方で、所有農地階層が高いほど、学歴が高く、賃金労働が職種・収入水準の点で有利である傾向がある。こうした階層間格差の再生産により、今後、階層間格差が拡大する恐れもある。しかし工業区の工場労働者に求められている学歴が後期中等教育レベルであることを踏まえると、貧困世帯の子弟の学歴を高めることにより、貧困世帯の所得向上がさらに図られる政策的余地はなお大きい。

また、近年、村周辺で創出されている雇用機会は、農村世帯の世代的再生産サイクルにも新たな契機を与えている。調査村の土地条件は、稲作地を畑作や果樹地に転換する余地が少なく、機械化への制約により土地集約の誘因も欠いている。そうした農地も世代間で細分化が進んでおり、生存上必要な経営面積に照らして、細分化が限界にきている世帯も少なくない。したがって、近年の雇用創出は、農地の分与を受けなくても生計を立てられる世帯が創出される可能性を示唆しているのである。

革命イデオロギーから夢と笑いへーB 級映画都市サイゴンの復活

坂川直也（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科博士課程）

東南アジア映画史において、国際映画祭を通して世界中に配給される A 級（芸術）映画に比べ、国内から出ない B 級（ローカルな娯楽）映画が取り上げられる機会は乏しい。しかし、過去 3 年で年間最高興行収入をあげたベトナム映画、2011 年『痣のあるドラゴン』、2012 年『逃さず、すぐに結婚式』、2013 年（4 月時点）『美女計画』（もしくは『色仕掛け』）の 3 本とともに、ホーチミン市（旧サイゴン）発、コメディタッチの娯楽映画である。本発表では、これらホーチミン市発の娯楽映画に注目し、その人気の背景を歴史的に明らかにする。

70 年代のベトナム共和国（南）首都サイゴンは、娯楽映画が主に制作されるとともに、西側諸国の娯楽映画も鑑賞できる娯楽映画都市だった。しかし、1975 年のベトナム戦争終結後、サイゴンからホーチミン市へと名称が変わるとともに、サイゴン政権下の映画は封印され、民間から国営の映画館、撮影所へと切り替わる。サイゴンの映画人は、共産党政府を恐れて国外へ亡命した者と、国内に留まった者に分断され、娯楽映画の冬の時代が始まった。

1986 年のドイモイ開始以降、国内劇映画の制作本数は、1990 年度には 34 本と増加したが、それをピークに徐々に減少、ハリウッドを中心した西側の娯楽映画の流入に抗えず、2001 年度にはついに 2 本まで落ち込んだ。国産映画の急激な衰退にさすがにあせった政府は、翌 2002 年 12 月 30 日、首相は民間の映画プロダクションを許可する決定書に署名した。検閲も制作費（スポンサー）があれば、完成後の 1 回のみ減らした。これを境に、娯楽映画をめぐる環境も改善に向かう。

こうして 2003 年以降、娯楽映画が復活し、人気を博すことになったが、そのきっかけとして主に 3 点を指摘できる。①政府による規制緩和、②若手ヒットメーカー監督の台頭、③スターとトリックスターの復活である。①映画プロダクションのみならず、映画館の所有、映画の配給と輸出入が民間に許可され、多くの映画プロダクションがホーチミン市に設立された。また、2005 年からシネマコンプレックスが建設され始め、政府の資金援助や国営映画館に頼らず、独自で資金を調達し、観客のニーズに合わせて、映画を制作し、利益を上げる仕組みが整備されていった。さらに、2007 年、映画活動の禁止行為の変更以降、コメディ、武侠アクション、怪奇などのジャンル映画が増加する。②高齢化した、国営撮影所出身監督からは、都市部の若者を主な客層とする、シネコンでのヒット作がなかなか出なかった。しかし、そこへ、海外在住のベトナム人（越僑）がホーチミン市に帰還し、フィルムを監督、さらに、地元ホーチミン市演劇映画大学卒の新鋭監督のフィルムも現われて、かれらのフィルムは注目を集めるようになった。ハリウッド帰りの越僑チャーリー・グエン（とその弟で俳優ジョニー・チー・グエン主演）による、武侠アクション『英雄の血統』（2007）であり、グエン・クエン・ユンによる、ロマンティック・コメディ『死神のキッス』（2008）である。彼らはみな 40 歳以下の若手で、以降、最高興行収入記録を更新するヒット作を連発し、監督の世代交代が進んだ。③地元ホーチミン市で人気のモデル、歌手、コメディアン（南部の歌舞劇カイルオン出身者も）を映画俳優として積極的に

起用することで、美男美女のスター、トリックスター（三枚目）をスクリーンに復活させ、映画ファン以外の客層も映画館に足を運ばせて、新たな市場を開拓した。

つまり、現在のベトナム映画は、①開放的で明るく②若がり③色めき、華やかになり、革命と芸術映画が中心だった時代は過去のものとなりつつある。さらに、ベトナム映画の中心も、国策革命映画のかつての都だったハノイから、夢と笑いの娯楽映画の都、常夏のホーチミン市へ、住民の言葉に従えば、サイゴンへ移行しつつあるといえる。

第 89 回東南アジア学会研究大会 鹿児島大学・郡元キャンパス 6月2日(日) 要旨集

9:00 受付開始

パネル 1 9:20-12:00, 13:00-16:00 (第 1 会場) 総合教育棟 102

「東南アジアにおけるアブラヤシ関連産業と現地小農—バイオマス新産業創出の展望と農園拡大のゆくえ」

9:20-12:00 セッション 1 (午前の部) 「環境と経済の両立を目指して: マレーシアでの技術開発の最前線から」 司会: 藤田 渡 (甲南女子大学)

趣旨説明: 藤田 渡・林田秀樹 (同志社大学)

報告①白井義人 (九州工業大学大学院生命体工学研究科)

「グリーン成長モデル都市・北九州市の経験を活かしたアブラヤシ産業の未来化」

報告②田中良平 (森林総合研究所バイオマス化学研究領域)

「アブラヤシの木質バイオマス利用について」

報告③岩佐和幸 (高知大学人文学部)

「マレーシアにおけるパーム油産業の新展開—パーム油商品連鎖からパーム・バイオマスへ」

討論者: 林田秀樹

13:00-16:00 セッション 2 (午後の部) 「インドネシアの現地小農の戦略—アブラヤシ栽培 before/after」 司会: 藤田 渡

報告④寺内大左 (東京大学大学院・特別研究員 PD)

「大規模アブラヤシ農園開発に対する焼畑民の反応—インドネシア・東カリマンタン州のダヤック人の事例」

報告⑤加藤剛 (総合地球環境学研究所・客員)

「小農アブラヤシ栽培の大転換—1990年代末~2000年代の西カリマンタンから考える」

報告⑥林田秀樹

「アブラヤシの生産をめぐる農園企業-小農間関係の変容—インドネシア・西カリマンタン州の事例から」

討論者: 田中耕司 (京都大学)

パネル 2 9:20-12:00 (第 2 会場) 総合教育棟 201

「黒潮に生きる漁民と東南アジア—鯉漁と戦前期水産調査を中心に」

趣旨説明: 福田忠弘 (鹿児島県立短期大学)

報告①市田恵八朗 (枕崎市漁業協同組合)

「枕崎の鯉漁業から見る中西部太平洋 (アジア海域) の現状」

報告②福田忠弘

「原耕による南洋漁場開拓とアンボンにおける漁業基地建設 (昭和 2 年~8 年)」

報告③山本ちひろ（東京大学大学院人文社会系研究科博士課程）

「「南洋」水産調査の系譜－1920年～1934年」

討論者：片岡千賀之（長崎大学名誉教授）

パネル3 9:20-12:00 （第3会場）総合教育棟 203

「インドネシア華人の国際移動と20世紀アジアの動態」

司会：津田浩司（東京大学）

趣旨説明：北村由美（京都大学）

報告①北村由美「西への道－在オランダインドネシア華人とインドネシア」

報告②奈倉京子（静岡県立大学）

「中国（大陸）のインドネシア帰国華僑の生存環境の変化と間地域的サークルの形成」

報告③芹澤知広（奈良大学）

「香港の中国製品デパート「国貨公司」とインドネシアからの帰国華僑」

報告④横田祥子（滋賀県立大学）

「在台インドネシア華僑華人の移動の系譜－留学、「帰国」から結婚、出稼ぎへ」

討論者：貞好康志（神戸大学）

12:00-13:00 昼食

パネル4 13:00-16:00 （第2会場）総合教育棟 201

「日本からベトナムへの原発輸出－開発・市民社会・研究者」

司会：桃木至朗（大阪大学）

趣旨説明：吉井美知子（三重大学）

報告①遠藤 聡（共立女子大学ほか）「ベトナムのエネルギー政策と原子力法」

報告②伊藤正子（京都大学）「日本とベトナム－もたれ合いの原発計画」

報告③中野亜里（大東文化大学）「大規模開発をめぐる「ガバナンス」の諸問題」

報告④吉井美知子「日本からベトナムへの原発輸出が内包する差別構造と研究者の役割」

討論者：古田元夫（東京大学）、坂本 恵（福島大学）

パネル5 13:00-14:50 （第3会場）総合教育棟 203

「文化遺産と考古学」

趣旨説明：丸井雅子（上智大学）

報告（各20分）

カンボジア：田畑幸嗣（上智短期大学）

ラオス：大坪聖子（早稲田大学ラオス地域人類学研究所）

ベトナム：山形真理子（金沢大学）

タイ：原田あゆみ（九州国立博物館）

コメント 課題と展望：新田栄治（鹿児島大学）

質疑応答

パネル6 14:50-16:40 （第3会場）総合教育棟 203

「インドネシアのジャカルタ首都圏における社会的亀裂と秩序構築の政治」

司会：相沢伸広（ジェトロ・アジア経済研究所）

報告①岡本正明（京都大学）「民主化後の首都ジャカルタにおける浮動する州民の誕生」

報告②見市建（岩手県立大学）

「2012年ジャカルタ州知事選における「宗教的キャンペーン」と社会的亀裂」

報告③新井健一郎（共愛学園前橋国際大学）

「インドネシア首都圏の廉価集合住宅開発をめぐる政策・政治」

報告④本名純（立命館大学）

「ジャカルタにおけるプレマン政治の新秩序ーギャング抗争、闇経済、寡占安定」

討論者：日下渉（名古屋大学）、鈴木絢女（福岡女子大学）

東南アジアにおけるアブラヤシ関連産業と現地小農
ーバイオマス新産業創出の展望と農園拡大のゆくえー

9:20-12:00 セッション 1 (午前の部) 「環境と経済の両立を目指して: マレーシアでの技術開発の最前線から」 司会: 藤田 渡

趣旨説明: 藤田 渡 (甲南女子大学) ・ 林田秀樹 (同志社大学人文科学研究所)

報告①白井義人 (九州工業大学大学院生命体工学研究科)

「グリーン成長モデル都市・北九州市の経験を活かしたアブラヤシ産業の未来化」

報告②田中良平 (森林総合研究所バイオマス化学研究領域)

「アブラヤシの木質バイオマス利用について」

報告③岩佐和幸 (高知大学人文学部)

「マレーシアにおけるパーム油産業の新展開ーパーム油商品連鎖からパーム・バイオマスへ」

討論者: 林田秀樹

13:00-16:00 セッション 2 (午後の部) 「インドネシアの現地小農の戦略ーアブラヤシ栽培 before/after」 司会: 藤田 渡

報告④寺内大左 (東京大学大学院日本学術振興会特別研究員)

「大規模アブラヤシ農園開発に対する焼畑民の反応ーインドネシア・東カリマンタンのダヤック人の事例」

報告⑤加藤 剛 (総合地球環境学研究所・客員)

「小農アブラヤシ栽培の大転換ー1990 年代末~2000 年代の西カリマンタンから考える」

報告⑥林田秀樹

「アブラヤシの生産をめぐる農園企業-小農間関係の変容ーインドネシア・西カリマンタン州の事例から」

討論者: 田中耕司 (京都大学)

趣旨説明

藤田 渡 (甲南女子大学) ・林田秀樹 (同志社大学)

本パネル報告は、昨年第 87 回大会で行ったパネル報告「東南アジアにおけるアブラヤシ栽培の拡大と地域社会の変容の続編」である。今回はアブラヤシ栽培をめぐる村落社会の変化に焦点を絞った。しかし、実際には、アブラヤシはその栽培地の外縁的拡大がつづく一方で、かつてのモノカルチャー型商品作物のように単に原料として栽培されるだけでなく、東南アジアの「現地」において高度なアブラヤシ関連産業技術が発展してきている。この地域の社会経済に重層的に埋め込まれた産業なのである。

今回は、そうした東南アジアにおけるアブラヤシ関連産業の重層的広がり、すなわちバイオマス産業と小農栽培の動態を見ることで、東南アジアの産業・社会・環境の行く末を展望する。パネルは、以下のような二つのセッションから構成される。

セッション 1 (午前の部) 「環境と経済の両立を目指して：マレーシアでの技術開発の最前線から」

前半のセッションでは、アブラヤシ関連技術開発の最前線であるマレーシアでのバイオマス産業の実情を報告する。パーム油は、アブラヤシという植物全体のごくごく僅かな部分でしかない。現状では、それ以外の大部分は利用されずに廃棄されている。環境面からも、経済的効率性の面からも、この未利用部分の活用はアブラヤシ産業全体の将来像を塗り替えるほどの意味を持つ。この前半のセッションでは以下の三つの報告を行う。一つ目は、現在進行しつつある、日本の環境技術の応用についてである。過去、オイルショックを経験した日本企業は、原油から廃棄する炭素部分を減らすことにより、省エネを達成するとともに、公害をも克服した。同様の図式はアブラヤシにも当てはまるとの考えに基づき、現在サバ州で計画されている試みを紹介する。二つ目は、アブラヤシの木質を、分解せずにそのまま利用する技術開発についてである。含水率が高いため、これまでほとんど利用されずに廃棄されてきたアブラヤシの幹や搾油後の果房の繊維を、合板やパルプに加工する技術の実用化に向けて、日本とマレーシアとの共同研究が検討されつつある。実用化に関わる技術的問題やその経済・環境面での含意について報告する。三つ目は、政治経済学的な側面からの考察である。マレーシアは、サラワク州でのアブラヤシ園拡大による環境破壊や土地紛争に対する国際社会からの懸念を払拭するというねらいもあり、バイオマス関連技術の開発に傾注している。その政策状況と経済的インパクトについて報告する。

セッション 2 (午後の部) 「インドネシアの現地小農の戦略—アブラヤシ栽培 before/after」

後半のセッションでは、一転して、もう一つの「極」である、農園拡大の最前線であるインドネシアの事例報告である。高価格を背景にした栽培地の拡大がどのようなメカニズムで進行し、どのような変化が見られるのか、以下の三つの報告を行う。一つ目は、東カリマンタンの内陸部、アブラヤシ農園開発のフロンティアに位置するダヤク人の事例である。住民は、企業が大きなイニシアチブを握るアブラヤシ農園開発に対して懐疑的で、むしろ、農業経営面での主体性を維持し、多様な土地利用によるリスク分散化を選好する。

そうした、アブラヤシの波のすぐ外側にいる農民たちの戦略について詳細に報告する。二つ目は、すでにアブラヤシ栽培が浸透した地域に関する報告である。PIR と呼ばれる、企業直営の区画と農民へ分配する区画とを一体的に開発した農園に加えて、近年、自主独立の小農による農園が増えてきた。この動きは、1990年代後半以降の、インドネシアでのアブラヤシ栽培の急拡大と符合する。西カリマンタンでの調査事例に基づき、そうした動きの背景にある要因を探り、より広い地域への含意を示す。三つ目は、近年、西カリマンタンで、従来型の PIR 農園で取り入れられつつある、農民所有の区画を、企業直営の区画と統合的に経営する方式についての報告である。自営独立農民による農園拡大の一方で、産業全体としての生産性や国際競争力の向上は重要課題となっている。そのための施策が地域社会に与えるインパクトについて考える。

報告①

グリーン成長モデル都市・北九州市の経験を活かしたアブラヤシ産業の未来化

白井義人 (九州工業大学大学院生命体工学研究科)

かつて大腸菌さえ住めない死の海と呼ばれた洞海湾を再生し、小倉の真ん中を流れる紫川にはサケの溯上が認められ、公害の街から緑の街に復活し、世界で 4 つの OECD のグリーン成長モデル都市のひとつに選ばれた北九州市の公害克服の歴史に学び、将来のアブラヤシ産業のあるべき姿について話題提供することを、私の持ち時間の目的とし、以降のディスカッションの活性化に貢献したい。

北九州市は人口約 100 万人、新日鐵住金、三菱化学をはじめ、重工業産業が支える産業都市である。かつて 4 大公害地帯のひとつであったが、「民学官産」(私がよく公害レクチャーで聞く一生懸命度のイメージ)が一体になって公害を克服したとされる。しかし、私見では、産業が公害をつくり、産業がそれを克服したと考えるのが一番素直である。なぜ、北九州市に限らず、日本は公害を克服することができたのだろうか? 私は鍵を握るのは 1973 年と 1978 年の 2 度に渡るオイルショックであったと思う。この 5 年間に原油の価格は 10 倍以上に高騰した。それまでは、タダのような原油からある程度のもをつくり、残った炭素は環境に捨てていた。これが煤煙、廃液となって公害をもたらした。一方、オイルショック後はそんなもったいないことをしては生きていけないので、1 滴の油からどれだけ多くの価値をつくるか(クリーナー・プロダクション・テクノロジー)が競われ、結果として、石油中の炭素は捨てたくても捨てられなくなった。その結果、公害はなくなった。つまり、高価格原油の下での事業性を追求した結果、公害は克服された、というのが、本質ではないかと思う。その証拠に、美しく復活した北九州を支えるのは、未だに新日鐵住金であり、三菱化学であり、彼らは見事に「環境と経済の両立」を示したのである。

アブラヤシ産業は、現在、我が国のオイルショック前の状態に近いと思う。搾油工場は 1 トンの果実房 (FFB) を買って、わずか 300 kg あまりのパームオイルと核油を含む種を販売しているだけで、それ以外のバイオマスは基本的に工場のエネルギー源である。ただし、余らせても処理する仕事が増えるだけなので、基本的には非効率な燃やし方を、敢えてしている。煤煙管理も廃液処理も日本の公害時代のように積極的でない。一方、これは実は大きなビジネスチャンスでもある。我が国がもつ多くのバイオマス変換技術と省エネ技術を持ち込めば、北九州市の例にならば、パームオイル産業と比較できるバイオマス産業がもうひとつは作られると思う。その結果、さらなる地域雇用の創出と、地域環境の改善が進むと考える。その際、バイオマスから総合的に如何に多くの価値が作られるかが問題である。すなわち、原油から多くの価値が産出される石油化学リファイナリに習った、バイオマス・リファイナリによる価値の連鎖を創造することが最も重要であると考え。

報告②

アブラヤシの木質バイオマス利用について

田中良平 (森林総合研究所バイオマス化学研究領域)

マレーシアやインドネシアなどパーム油生産国では、大規模プランテーションによる大々的なアブラヤシ (オイルパーム) 栽培が盛んである。その土地はかつて鬱蒼とした熱帯林に覆われていたであろう。そこでは自然の代謝システムが働いていたはずである。それに対して、アブラヤシは人間の手によって栽培・管理され、都合よく油だけが利用され、残りの木質部分を含む植物体が自然に代謝されず、廃残物として未利用のまま放置されているのが現状である。アブラヤシに限らず、こうして出てきた人為的な植物バイオマスを単純な焼却や放置によって、地球環境を悪化させるような行為はもはや許されない。このバイオマスをどのように有効利用するか。大きな命題であるが、地球の現状と未来を考えた場合、そのための研究および技術開発は絶対に欠かすことはできない。

我々はこれまでに、アブラヤシ由来の木質バイオマスを有効に活用するための研究開発を行ってきた。本報告ではその研究成果の一端を紹介するとともに、マレーシアにおけるアブラヤシに由来するバイオマスの現状について報告する。さらに、研究開発した技術を実際に普及させ、産業化に結びつけるために、今後どのように進めていくべきか。その考え方について議論を深める。

パーム油はアブラヤシ (oil palm、学名: *Elaeis guineensis*) の果実を搾って採取され、現在世界全体で植物油脂生産量の 1/3 を占める優良な農作物である。その一方で、パーム油生産プロセスで排出される木質系バイオマスは膨大であり、その一部が堆肥原料や燃材などに利用されているものの、有効に利用される技術が確立されているとは言えないのが現状である。このうち、果房部分を構成する木質の繊維部分はパーム油の搾油工場、また樹幹と茎葉はプランテーションに廃棄物として蓄積されている。

これらのバイオマス利用のベースとなるのは木材の利用技術であるが、ヤシは木材と違って草本類であり、植物体の構成がだいぶ異なる。従って、木材の技術をそのまま応用できることもあれば、ヤシ材に合わせて改良や工夫が必要な場合もある。また、ヤシ材ならではの利用方法を開発することが、この植物の持つ特徴を最大限に活かす道である。ここではそれらの事例を挙げて紹介する。

さらに、研究開発によって得られた技術をいかに社会へ還元するか、すなわち現地の産業に寄与できるか。実際、マレーシアなどパーム油生産国の内外では、盛んにバイオマス利用の研究開発が行なわれている。しかしながら、それが実際の産業立脚に繋がっている例はあまり多くない。そのような状況を打開するために、これまで行ってきた国際協力事業の中で得られた経験から、将来に向けた利用システム構築を提案する。

報告③

マレーシアにおけるパーム油産業の新展開
ーパーム油商品連鎖からパーム・バイオマスへー

岩佐和幸 (高知大学人文学部)

マレーシアは、1960 年代から始まる大規模農園開発を契機に、原産地である西アフリカ諸国を抜いて世界最大の産地へと成長し、世界をリードするパーム油開発先進国の地位を確立してきた。また、農業開発と並行して搾油、精製、オレオケミカル、さらにはバイオディーゼルへとつながる連鎖的工業化を推進してきた結果、パーム油産業は国内産業連関ならびに外貨獲得源の面でマレーシア経済を支える重要な産業になっている。しかしその一方で、開発最前線であるサラワク州を中心に環境破壊や土地紛争が頻発し、大規模農園開発をめぐる帰趨に国際的な懸念が寄せられている。さらに開発余地の枯渇と農業労働力不足を背景に国内資本の越境農園開発が活発化し、今世紀に入るとインドネシアに首位の座を奪われる等、右肩上がりに成長してきた同国のパーム油産業にも陰りが見え始めている。

このような中、パーム油開発において、持続可能なパーム油円卓会議 (RSPO) の設立と認証油の普及活動に象徴されるように、環境に配慮したパーム油の生産・流通への取り組みが無視できないトレンドとなりつつある。さらに、こうした環境意識の高まりを背景に、パーム油という商品自体のみならず、従来は生産過程で厩大に廃棄されてきたバイオマスの有効活用にも注目が集まっている。具体的には、農園において放置されてきた茎葉・樹幹や、搾油工場の操業過程で排出されるパーム空果房 (EFB)、パーム核粕 (PKC)、中果皮繊維 (MF)、パーム油廃液 (POME) を有望な資源ととらえ、新たな産業につなげる研究開発が進められているのである。不変資本充用上の節約ともいえるこうした研究開発は、立地周辺地域における環境汚染の改善策につながるだけでなく、農園から搾油・精製・加工・販売を通じたパーム油を軸とする産業構造をこえて、パーム油の商品連鎖から派生する新産業領域の開拓につながる潜在的可能性を秘めている。では、こうしたパーム・バイオマス産業は、現在どこまで進展しているのだろうか。バイオマス産業にはどのような経済主体が関与しているのだろうか。技術的イノベーション段階を超えて、産業として自立化するための課題は一体何だろうか。マレーシアのパーム油産業が転機にさしかかる中、バイオマス産業は今後どのように展開していくのだろうか。

本報告の課題は、こうしたバイオマス利用への着眼を中心とするマレーシアにおけるパーム油産業の新展開に焦点を当て、その現状と課題を政治経済学の視角から明らかにすることにある。当日の報告では、まずマレーシアにおける既存のパーム油産業の全体像を把握し、とりわけ中・下流部門の発展状況を明らかにする。その上で、現在進行中のパーム・バイオマス事業に関する政策状況ならびに潜在的な広がりについて整理する。最後に、パーム・バイオマス事業がパーム油産業ならびにマレーシア経済に及ぼす影響と課題について提示したい。

報告④

大規模アブラヤシ農園開発に対する焼畑民の反応
—インドネシア・東カリマンタン州のダヤック人の事例—

寺内大左 (東京大学大学院日本学術振興会特別研究員)

はじめに：カリマンタンはアブラヤシ農園開発のフロンティア地域である。そこでは先住民であるダヤック人が焼畑と焼畑跡地でゴム、ラタンなどの林産物を生産し、生活してきた。生活の急変を迫る大規模アブラヤシ農園開発計画に対し、ダヤック人はどのように反応しているのか。以上のような問題意識のもと、本報告はアブラヤシ農園と既存の土地利用(焼畑、伝統的ゴム園、政府事業のゴム農園、カカオ園、果樹園、ラタン園)の経済性、村人のそれらの土地利用に対する選好・選好理由・生活における位置づけを明らかにする。

結果：アブラヤシ農園の経済性は高いにも関わらず、村人は低く選好していた。村人は大規模プランテーション開発による生活の急変、企業への不信感、不公平や土地配分制度に対して不安・不満を抱いていた。その一方で、アブラヤシ導入による収入向上にも期待を寄せており、上流の森林地域では開発を受容し、村周辺の慣習的私有地では拒否する意向を示していた。また、企業の農園開発とは別に、村人が焼畑の境界明示、芽を食用とするために植栽する例も存在した。伝統的ゴム園は経済性も高く、選好も高かった。労働に対する収益性が高く、継続的かつ定期収入になるので、日常の収入源として位置づけられていた。政府事業のゴム農園も経済性、選好ともに高かった。政府事業による不自由さ・面倒さが指摘されたが、ゴムの収益性の高さが選好され、村人は事業の活用を希望していた。カカオ園の経済性、選好はともに中程度であった。ゴムより経済性は低いが、定期収入になることから副収入として位置付けられ、また、ゴムより収穫開始が早いことからゴム収穫開始までの橋渡しの収入源として位置づけられていた。果樹園の経済性、選好もともに中程度であった。収入にはならないが、食して楽しむために、焼畑跡地に小規模に造成されていた。ラタン園の経済性、選好はともに低かった。収穫・運搬労働が苦痛であるにもかかわらず収益が低いことから、新規のラタン園は造成されていない。一方、価格が安定し、豊富な資源量から必要時に必要量の収穫が可能なので、緊急時の収入源として位置づけられていた。また、日常道具の材料としても利用されていた。焼畑の経済性は低いものの、高く選好されていた。食糧生産、慣習的土地所有のため継続して実施されていた。

結論：村人は経済性を主としつつも、多様な側面から土地利用を検討し、多様に組み合わせていたといえる。アブラヤシ農園開発に対しても、部分的に導入し、リスクを回避しながら収入向上を試みるという対応をとっていた。また、純粋な商品作物として導入されつつあるアブラヤシが土地境界の明示、食用として主体的に生活に取り込まれはじめていたことも注目に値する。アブラヤシ生産が開始され、経済性の高さを目の当たりにしたとき、村人の考え方、対応の仕方、そして地域社会がどのように変化していくのか。今後も継続した調査が必要であり、アブラヤシ生産がすでに開始されている他地域の事例は参考になるであろう。

報告⑤

小農アブラヤシ栽培の大転換
—1990 年代末～2000 年代の西カリマンタンから考える—

加藤 剛 (総合地球環境学研究所・客員)

西カリマンタンにおける小農アブラヤシ栽培は、インドネシアの多くの地域におけると同様に、1980 年代初頭の政府プロジェクト PIR (ピール、Perusahaan Inti Rakyat の略) の導入に始まる。それというのも、収穫後の果房の搾油処理を 24 時間以内に行うことが理想とされるアブラヤシの栽培には、搾油工場ならびに農園＝工場間を繋ぐ道路等のインフラ整備が不可欠であり、ゴムと異なり、小農による独自参入が困難だったからである。

PIR は、文字どおりには中核・民衆企業を意味し、国営農園会社が経営する大農園と搾油工場、そして 2 ヘクタールの「分譲農園」を経営する小農とが合体した農園のことである。PIR スキームは、のちに民間農園会社が新たに開設する農園にも導入が義務づけられるにいたった。

時代によって PIR にはいくつかの形がある。それらに共通するのは、①地元民にしる他所から移住してくる者にしる、PIR に参加する小農は農園への入居・入植が期待されること、②会社が開く分譲農園はクレジットによって購入すること、③小農は農業協同組合を設立し、農園における施肥、除草、収穫などの生産活動は、組合の指導のもと、お互いの農園地が隣接する 25 ほどの小農世帯がひとつの農民集団を形成して行うこと、④収穫したアブラヤシの果房は農園会社が経営する工場に売却すること、⑤ 1 カ月 1 回支払われる売却代の 30%ほどを毎月クレジットの返済に充て、10～15 年ほどでこれを完済すること、⑥完済後にはじめて農園の土地証書を手に入れられること、などである。

机上の空論とまではいわないにしても、このように練り上げられた政府プロジェクトの小農部分は、1990 年代末以前、より正確には 1997 年後半に起こったアジア通貨危機以前は一般的に目立った進展を見ることがなく、クレジットの返済も遅々として進まなかった。しかし、通貨危機以降、少なくとも西カリマンタンで調査した国営農園会社の PIR スキームでは、小農アブラヤシ農園の経営は概ね順調で、以前はほぼ機能停止状況にあった農業協同組合も息を吹き返し、クレジットの返済率も上がってきている。それだけでなく、2000 年代の新たな動きとして、PIR スキームに頼ることなく、自らの努力と資金によって独自にアブラヤシ農園を開設する「小農」が爆発的に増えてきている。このなかには農民とは呼べない職業の人の参入も含まれる。今では農園会社の搾油工場もこれら「小農」から果房を購入しており、会社側は PIR スキームの外に位置するこれら「小農」のことを「第三者」(Pihak Ketiga)——本人たちは独立、自助、地域社会、一般 (mandiri, swadaya, masyarakat, awam) 農園ないし農園主と自称することが多い——と呼んでいる。

1990 年代末から 2000 年代にかけて一体なにが起こり、小農アブラヤシ栽培はどのように大転換したのか——この問いについて、西カリマンタンの事例を手掛かりに考えてみたい。国際市場におけるアブラヤシ果房の値動き、変動相場制に移行したルピアの暴落、スハルト体制の崩壊と民主化・地方分権化の進展、原油価格の国際市場における動向、中国とインドの経済発展、独立「小農」のアブラヤシ栽培への参入と PIR 参加小農によるアブラヤ

シ栽培についての学習など、多様な要因をここでは検討する必要がある。この検討から引きだされる「結論」は、西カリマンタンに留まらない広い含意を持つと考えている。

報告⑥

アブラヤシの生産をめぐる農園企業-小農間関係の変容
—インドネシア・西カリマンタン州の事例から—

林田秀樹 (同志社大学人文科学研究所)

一般にアブラヤシの木は、苗木を植えてから 3~4 年で実を結び、以後 20 年余り実をつけ続けたのち、収量低下・再植の時期を迎えるとされる。インドネシア・西カリマンタン州に所在するあるアブラヤシ農園では、1982-83 年の農園開設=苗木植栽の後 25 年以上を経過して、2007 年から一部の区画で再植が進められつつある。その区画は、いわゆる PIR (ピール) システムと呼ばれる農園運営制度の下で、当地の国有農園企業=中核企業直営のアブラヤシ農園 (中核農園) の近隣区域に開設され、プラスマ (Plasma) と呼ばれる小農によって所有・経営されてきた農園 (プラスマ農園) の一部である。ここで、PIR システムとは、中核企業所有の搾油工場に、プラスマ小農が自農地でとれたアブラヤシを売却・搬入するという契約関係を中心とする制度であるが、一部プラスマ農園で進められつつある再植を契機に、これまで PIR システムによって規定されてきた中核企業と小農との関係が根本的に変容を遂げつつあるのである。その変容は、「統一管理方式 (Pola Satu Manajemen ; PSM)」と呼ばれる管理方式により、中核農園とプラスマ農園の経営が統合・再編されることによって生じている。本報告では、調査対象農園における PSM の導入をめぐる以下の諸問題について紹介し検討する。

- 1) PSM は、どのような経緯でプラスマ農園に導入されるに至ったか
- 2) PSM の具体的な内容はどのようなものか
- 3) PSM の導入が可能となるためには、どのような条件が必要であったか、そしてその条件の醸成は何を意味しているか
- 4) PSM の導入は、いかなる点で PIR システムによって規定されてきた中核農園企業-小農間関係を根本的に変化させるものなのか

以上の諸問題を検討するなかで、アブラヤシの生産に関する中核企業-小農間関係を規定してきた PIR システムが変容を遂げつつあるということが、インドネシアにおけるアブラヤシ農園産業にとってどういう意味をもつかについて考えることが、本報告の目的である。

現在、インドネシアに開設されているアブラヤシ農園は、900 万 ha にも及ぶ。それらのうち、すでに再植時期に達している農園の割合はまだ小さいが、今後増々多くの農園が再植という問題に直面することになる。果たしてその再植を滞りなく進めていくことができるか、そしてそれを機に、それぞれの農園がどのような方式で運営されるようになっていくかということは、PIR システムの下でアブラヤシの生産に携わってきた数多くのプラスマ小農にとって重要な問題である。それだけでなく、再植時期に達した農園を放置するとアブラヤシの収量低下が避けられないのだから、農園 1ha 当りの生産性がどのように推移するかには少なからず影響を及ぼす問題でもある。仮に再植が進まず農園の土地生産性が低下すれば、搾油工場の稼働率低下を避けるために新規農園拡大が誘発されるかもしれない。そうした事態を回避できるかどうかは、インドネシア全体の森林保全、自然環境保護とも少なからず関係する。本報告では、そうした問題意識に基づいて西カリマンタンの事例を

紹介し、それがもつ意味について考えたい。

黒潮に生きる漁民と東南アジア
— 鯉漁と戦前期水産調査を中心に —

司会：田中史朗（鹿児島県立短期大学）

09:20-09:30 趣旨説明：福田忠弘（鹿児島県立短期大学）

09:30-10:00 市田恵八朗（枕崎市漁業協同組合）

「枕崎の鯉漁業から見る中西部太平洋（アジア海域）の現状」

10:00-10:30 福田忠弘

「原耕による南洋漁場開拓とアンボンにおける漁業基地建設（昭和 2 年～8 年）」

10:30-10:40 休憩

10:40-11:10 山本ちひろ（東京大学大学院人文社会系研究科博士課程）

「「南洋」水産調査の系譜—1920 年～1934 年—」

11:10-11:30 討論：片岡千賀之（長崎大学名誉教授）

11:30-12:00 総合討論

趣旨説明

福田忠弘 (鹿児島県立短期大学)

明治以降、日本の水産業は海外への進出が積極的に行われてきたが、そのなかでも現在の東南アジア、ミクロネシア、メラネシア、ポリネシア、パプアニューギニア、オーストラリア、ニュージーランドの海域で行われてきたいわゆる南洋漁業は、日本の海外漁業の中心地の一つとなった。オーストラリアの木曜島での日本人ダイバーの真珠貝採取のほか、南洋では高瀬貝・ナマコ採取業、真珠貝養殖業、そして鰹・鮪漁業に従事する日本人が多数進出していった。こうした戦前期の南洋における日本人漁業に関しては、片岡千賀之氏による『南洋の日本人漁業』(同文館、1991年)の他、これまで幾多の研究成果がだされている。

本パネルでは、主に2つの点に焦点をあて、こうした研究動向に貢献することを目的としている。

第一に、戦前と現在の鰹漁、特に枕崎の鰹漁に焦点をあてる。第89回研究大会が開催される鹿児島県は、鰹節生産量日本一を誇る。鰹は日本書紀や古事記にもその記述がみられる他、江戸時代には「目には青葉 山ホトトギス 初がつお」と俳句に詠まれたように、日本人に好まれてきた魚である。そして何より、鰹節は日本料理に欠かせない素材である。しかし現在では、鰹節の原料の大半は日本近海で漁獲された鰹ではなく、パプアニューギニアや太平洋島嶼国との二国間協議によって締結された漁業協定に基づいて原魚が確保されている。また、最近ではインドネシアやフィリピンで加工される鰹節の輸入も増えている。こうした情勢は、戦前に南洋で鰹漁が行われ、いわゆる南洋節が製造されたことを想起させる。そこで、現在の枕崎がどのように水産資源を確保しているのかについて言及すると同時に、戦前の鰹漁、特に当時の日本の南洋漁業に大きな影響を与えた原耕(枕崎の医者、衆議院議員)による南洋漁場開拓事業についても紹介する。

第二に、戦前期の水産調査に焦点をあてる。明治以降、小規模の日本人漁業者による南洋進出が行われたが、次第に、南洋における水産資源調査が様々な主体によって行われるようになっていった。水産資源の調査が進むことによって、組織的な日本人漁業の進出が検討されることになったが、こうした水産資源調査自体を体系化する研究はほとんど行われてきていない。戦前期、日本の水産界がどのように南洋の水産資源を把握してきたのか、その調査がどのように利用されてきたのかといった点を分析の対象としたい。

報告①

枕崎の鰹漁業から見る中西部太平洋 (アジア海域) の現状

市田 恵八朗 (枕崎市漁業協同組合 副組合長理事・旭漁業株式会社 代表取締役)

「鹿児島県枕崎市」は薩摩半島の南端に位置し、人口 25,000 弱、漁業の歴史は 400 年とも 350 年とも言われ、近代漁業は明治 42 年に動力船が進水してから大正・昭和初期にかけて南洋漁場開拓と共に遠洋化がすすんだ。更に枕崎漁港は昭和 44 年に全国 13 港しかない特定第 3 種漁港の指定を受け、以来、日本有数の鰹節製造業を背景に遠洋鰹漁業の拠点港と発展してきた。

枕崎船籍の鰹船の漁法は西日本で多くみられる釣り船であり、1975 年までに 31 隻稼働していたが 1976 年国際 200 海里排他的経済水域設定による入漁料問題や 1973 年、1979 年の 2 度のオイルショックによる燃油高騰により急激に減少し現在では 3 隻が稼働。一本釣り漁業はエコジカルな漁法ではあるが効率的とはいえず年間 5 万 t ~ 6 万 t の鰹の供給 95 % は県外巻網船や輸入船によってもたらされている。

鰹まぐろ漁業を世界の状況からみると年間 450 万トンの漁獲量があり、それらは 50 年間で 1.5 倍に増大し、日本の漁獲はその 1 割。国別漁獲量では日本は伸び止まりで、発展途上国が増加している。魚種別では漁獲量 450 万トンのうち約 50 パーセントはカツオ、次いでキハダマグロ、メバチマグロの順である。マグロ類の小型魚は乱獲状態で世界規模の漁獲能力の削減 (管理) が叫ばれ、2004 年に W C P F C (中西部太平洋まぐろ類委員会) が発足。2011 年から F A D ' S (人工集魚装置・浮魚礁) 規制・ポケット航海 (200 海里に囲まれた公海) の禁漁・漁業監視オペレーター乗船義務など永続的資源管理を理由に様々な規制が決められ、その枠の中で漁業は行われている。枕崎船籍をはじめ我が国の鰹漁船の主漁場である中西部太平洋を見ると、1985 年は 60 万トンだったのが 2006 年は 180 万トンと実に 21 年の間に 3 倍に増大した。漁船別内分けは網船が 160 万トン・釣船が 18 万トン・あとはその他。漁獲増大の要因としては 1985 年以前の漁船はせいぜい海鳥レーダー位であとは漁労長にもたらされる他船の情報をもとに経験や勘をたよりに魚場を決めていたが、近年では低周波ソナー・高周波ソナー・水温図・人工ブイ、更にはインターネットによる水温・潮流など解析ソフトが活用されたことがあげられる。

市場としては近年ではバンコクを中心とする缶詰製造が国際的な鰹、鮪マーケットを形成しており、アフリカ、南米の需要の拡大とともにインドネシア、フィリピン、中国などの国々の製造業が拡大し国際相場による魚価の高騰を招いている。それに比べ本来釣り船の特徴である生鮮食品としての鰹の国内価格は上昇せず、それに加え円安による燃油の高騰など漁業を取り巻く環境は複雑な影響を受け経営環境はさらに厳しい状況にある。

今後、限りある漁業資源を国際競争に負けず且つ、国内需要に応える漁業経営を構築してゆく事が急務である。

報告②

原耕による南洋漁場開拓とアンボンにおける漁業基地建設 (昭和 2 年～8 年)

福田忠弘 (鹿児島県立短期大学)

原耕 (はら・こう) は、明治 9 年に現在の鹿児島県南さつま市坊津町で生まれ、枕崎で医院を開業する傍ら、自ら鰹漁船に乗り込み鰹漁に従事した人物である。鹿児島海域での鰹の不漁に直面した原は、昭和 2 年、自ら漁船 2 隻に百数十名の漁師を引き連れ、当時の南洋群島、フィリピン、蘭領東インド (現在のインドネシア) の海域を漁場開拓調査に出かけた。原による南洋漁場調査は、当時の複数の雑誌にも取り上げられ、全国的に大きな影響を与えた。その後、原は衆議院議員に当選したが、議員在任中 (2 期務め、途中 1 度落選) にも昭和 4 年に半年間アンボンで漁業調査を行い、昭和 7 年からは本格的に漁業基地建設に従事したが、その途中マラリアに罹り、昭和 8 年 8 月アンボンで客死した。原の死後、徳富蘇峰は「我国古来凶南の長策を唱ふるもの尠からず然も此を実行し遠く赤道以南に漁船隊を進むるものは実に原耕君を以って嚆矢となす」との一文を寄せている。

議員であった原の南洋漁場開拓事業およびアンボンにおける漁業基地建設計画には、当時の外務省通商局、拓務省拓務局、農林省水産局、そして三菱商事などの財閥も関わっていたことが外務省外交史料館の資料から明らかになっている。特に、原の漁業計画を巡って、在バタヴィア総領事三宅哲一郎および総領事代理小谷淡雲と、外務大臣幣原喜重郎との間で外交方針を巡って電信が交わされているが、こうした資料から当時の水産業に関する領事館の見解も明らかになる。さらに、原の死後、在スラバヤ領事姉齒準平は外務大臣内田康哉宛に原の事業を評して「本邦漁業者ノ唯一ノ計画的進出」と評価し、原の事業の後継者を見つけるべきとの見解が述べられ、姉齒の見解に外務省通商局、拓務省拓務省、農林省水産局、三菱商事が同意している。当時、こうした評価を受けていた原の事業だが、その死後、南洋漁場開拓事業およびアンボンにおける漁業基地建設事業はほとんど研究の対象となっていないのが実情である。

本報告では、主に外交史料館の資料、そして原の遺族が保管していた未公開資料、および聞き取り調査によって得た情報をもとに、原の南洋漁場開拓事業、そしてアンボンにおける漁業基地建設事業がどのようなものだったのか、同時に、原の事業が当時どのような意味をもったのかについても分析の対象とする。

報告③

「南洋」水産調査の系譜－1920 年～1934 年

山本ちひろ (東京大学大学院人文社会系研究科博士課程)

本報告の目的は、第一次世界大戦後から 1930 年代前半における日本の「南洋」水産調査を体系化することである。第一次世界大戦後に南洋群島が日本の委任統治区域となって以降、日本の水産調査船は南洋群島から東南アジアまでの当時「南洋」と呼ばれた地域を対象に、たびたび水産調査を実施した。従来の研究ではこれらの調査報告書などが個別に参照されることはあっても、調査自体の目的や個々の調査の相互関連性について体系的に論じられることはなかった。そこで本報告では、この時期に行われた水産調査を調査主体から以下の三つの系譜に分類して、調査目的の変遷を主要な分析対象に、考察してゆく。

第一に、水産講習所 (農商務省管轄。現在の東京海洋大学) による調査が挙げられる。同所は例年漁撈科の最終学年の生徒を対象に遠洋漁業実習を課していたが、1920 年度以降複数回にわたって実習航海の目的地に南洋群島を選択し、その機会を利用して同方面の水産調査を実施した。これらの調査は、年度によって対象地域や漁業種別に異同があり、特定の資源に関する継続調査というよりも広く基礎的な資料を収集することが主眼とされていた。

第二に、地方の水産試験場や民間の漁業者による調査の系譜が挙げられる。水産講習所とは別の関心から、すなわち資源獲得を喫緊の課題として、国内各地のカツオ・マグロ漁業者が独自の調査に乗り出したのである。1923 年度および 1924 年度に静岡県水産試験場が南洋群島で調査を行ったのを皮切りに、1927 年度には高知県水産試験場が台湾から英領北ボルネオ、蘭領東インドで視察調査を行った。また同年以降、鹿児島のカツオ漁業者原耕は自らの所有船を用いて、パラオ、蘭領東インド、フィリピンのカツオ漁業調査を 3 度にわたって実施することになる。これらのそれぞれが独自に行った調査は、しばしば水産雑誌上で概要が報告され、成果が共有されていった。

第三に、拓務省や農商務 (林) 省などの官庁が行った調査がある。1930 年代初頭には北洋における日ソの漁業秩序の変容を背景に、「南洋」漁業は国家にとっても軽視できないものへと浮上した。拓務省拓務局は 1930 年度にマグロ資源を利用した欧米向けのマグロ油漬缶詰の製造を企図して、蘭領東インド周辺海域で漁撈と製造の試験調査を行った。つづく 1931 年度～1933 年度には農林省水産局がこれを引き継ぎ、ときに民間から船を備船して、母船式マグロ漁業の企業化試験を実施した。ただし、1930 年代前半に行われたこれらの調査は、マグロ油漬缶詰の最大販路である米国との貿易摩擦によって、実際に企業化されるには至らなかった。

インドネシア華人の国際移動と 20 世紀アジアの動態

司会：津田浩司（東京大学）

趣旨説明：北村由美（京都大学）

報告①北村由美

「西への道－在オランダインドネシア華人とインドネシア」

報告②奈倉京子（静岡県立大学）

「中国（大陸）のインドネシア帰国華僑の生存環境の変化と間地域的サークルの形成」

報告③芹澤知広（奈良大学）

「香港の中国製品デパート「国貨公司」とインドネシアからの帰国華僑」

報告④横田祥子（滋賀県立大学）

「在台インドネシア華僑華人の移動の系譜－留学、「帰国」から結婚、出稼ぎへ」

討論者：貞好康志（神戸大学）

趣旨説明

北村由美 (京都大学)

本パネルは、第二次世界大戦後から現在に至るまで、様々な形で国際移動したインドネシア華人を取り上げる。インドネシアをはじめとする東南アジアの国々の多くは、第二次世界大戦後、植民地体制からの脱却、冷戦下における権威主義体制、そして民主化というように幾度も体制転換を経てきた。政治体制が転換する中で、複雑に絡み合った「包摂」と「排除」の対象となったのが、華人である。

インドネシアの場合、社会的な排除といえる排華感情が継続的に存在していたこともあり、国家的枠組みが確立され、国境管理にまつわる制度が実効化されたのに伴って、国際移動を選択した華人は少なくない。本パネルが対象とする時期のインドネシア華人の国際移動を単純化すると、三種類に分けられる。第一に、第二次世界大戦後直後からスハルト政権初期にかけて、旧宗主国であるオランダへの移動にはじまり、香港、中国、そして台湾へと、インドネシアにおける対華人政策を逃れて選択された移動が挙げられる。中でも、「大統領令 1959 年 10 号」の発令によって、外国籍保持者が村落部における商業活動を禁止されたことで起こった混乱によって、中国に「帰国華僑」として移動したインドネシア華人は 10 万人にのぼるとされ、戦後アジアにおける最大規模の国際移動の一つとなった。

第二に、1980 年代以降に、留学生としてオーストラリア、シンガポール、アメリカに移動したケースがある。最後に、グローバル化が進む中で、再生産労働に対する需要の高まりを受けて国際結婚を機に台湾に移動したケースが挙げられる。これらの大きなパターンはあるが、実際には当初の移動先における政治状況によって更なる移動を繰り返した人々もあり、インドネシア華人の移動には、20 世紀のインドネシア国内外における政治的な変動が色濃く影を落としている。

本パネルでは、オランダ、中国、香港、台湾の 4 カ所で調査を行った 4 人の報告者の発表を通して、移動するインドネシア華人の個々人の経験から 20 世紀アジアの政治と社会を浮かび上がらせることを試みる。

21 世紀に入り、インドネシアを起点とする国際移動は、経済のグローバル化にともなって拡大する労働者としての移動と、エリート層による高等教育機関への進学に二極化しつつある。本パネルでは、時代ごとに特徴を反映している移動先の事例を提供し、20 世紀後半を俯瞰した上で、現代社会における移動の考察につなげていきたい。

なお、本パネルの報告内容は、科学研究費基盤研究 (B) 「20 世紀アジアの国際関係とインドネシア華人の移動」 (代表: 北村由美) [平成 24 年度-27 年度] による研究成果の一部である。

報告①

「西」への道－在オランダインドネシア華人とインドネシア

北村由美 (京都大学)

本発表は、オランダへの移動したインドネシア華人のライフ・ヒストリーから、旧宗主国元宗主国という特別な位置づけにあるオランダへの移動を選択した背景と、オランダにおける移民グループとしての特徴を、移動当事者にとって「西」が持つ意味とともに明らかにする。

インドネシアからオランダへの華人の国際移動は、20 世紀初頭に高等教育機関への進学を目的とした留学生からはじまっている。1911 年には、アムステルダム、ライデン、ロッテルダム、ワーニンゲンのインドネシア華人学生 20 名のメンバーによって、Chung Hwa Hui という学生団体設立された。インドネシア華人留学生の増加に伴って、同会の会員数は 1930 年に 150 人まで伸びた。

このようなオランダ語を文化資本とするインドネシア華人の留学は、第二次世界大戦後も継続し、先行研究においては、これらの元留学生の中で最終的にオランダに定住した人が主な調査対象となっている。その結果、これまでの研究から浮かび上がってくるオランダ在住のインドネシア華人の印象は、オランダ語の素養が高く、医者や薬剤師など特定の職業につき、問題の少ない移民グループといった、個人の人生や両国における政治的・社会的背景が感じられない平板なものである。

オランダ社会における同化のモデルケースともいえるこのようなインドネシア華人は、「プラナカン」と自称し、同じような出自の人々との間で交流を続けている。とりわけ、1980 年代以降、中国・香港・台湾などに出自を持つ中華系移民が増加する中で、それらの中華系移民とも、華人以外のインドネシア人とも自らを差異化する形で、コミュニティを形成する「プラナカン」華人は、当初から「西」に進歩と自由を見いだしてきた移民であった。

一方で、「プラナカン」の人々と年齢的には同年代であったとしても、まったく違う経緯で「西」であるオランダにたどり着いたインドネシア華人に、左派知識人が挙げられる。これらの左派知識人は、1965 年 9 月 30 日事件によって、スハルトによる反共政権が成立する以前に、インドネシアから公式のルートで旧社会主義国に留学をしたり、インドネシア国内で、社会主義的な活動に関係していた人々で、スカルノ期のナショナリストの系譜に属するといえる。

「西」に対して、複雑な感情を持ちながらも、スハルト期にインドネシアへ帰国することが叶わなかったことによる移動である。

オランダにおける二つのインドネシア華人グループにとっての「西」の意味の差異は、脱植民地期のインドネシアにおける二つの立場を再現しているといえる。本発表では、具体例を挙げながら、インドネシア華人の経験を通して、オランダとインドネシアの関係を再考したい。

報告②

中国(大陸)のインドネシア帰国華僑の生存環境の変化と間地域的サークルの形成

奈倉京子(静岡県立大学)

本発表は、中国の政治的・経済的状況の変化とそれに伴うインドネシア政府の中国に対する関わり方および華人に対する態度の変化を踏まえ、帰国華僑の視点から、彼らがインドネシアと中国の「接触区」で、あるいはインドネシアと中国の間に留まらない第三国の「華人」とつながりをもつようになる中で、仲介者的な役割と機能を発揮するに至ったプロセスについて考察する。

具体的には、二つの時代区分に基づき考察していく。1つは、1960年代から1970年代の中国の政治動乱期における帰国華僑のアウトサイダー化のプロセスである。もう1つは、改革開放以降の中国の東南アジアにおけるプレゼンスの高まり、およびスハルト以後のインドネシア華人社会の変容と中国との関係の変化により、帰国華僑の社会的評価がプラスに転じたことに留意しながら、彼らによる民間組織の形成と活動に注目し、その意義について論じる。

前者については、「1959年5月商業大臣決定書」と「大統領令1959年10号」に端を発し巻き起こった華僑排斥運動のために中国へ帰国し、中国政府によって華僑農場に配属された帰国華僑の当時の状況を紹介する。後者は、福建省厦门市インドネシア帰国華僑聯誼会を例に、組織の運営・活動を紹介し、加えて2004年から内部発行を行っている『印聯会訊』の内容の中でインドネシア華人との対外交流活動に焦点を当てながら、帰国華僑にとってのインドネシアの位置づけ方や彼らのインドネシア(華人)に対するインパクトについて考察する。

本発表を通して、まず、中国国内の政治動乱や中印関係の変遷による帰国華僑の生存環境の変化について明らかにしたい。帰国当初の帰国華僑に対して、中国社会では、「包摂」と「排除」が同時に行われてきた。1960年代から70年代の時期においては、華僑農場の創設理由や補講学校での学習・生活の保証などの優遇政策からみると、政府にとって帰国華僑は海外華人の投資を引き込む媒体として重視されていたことから、「包摂」の対象であったと言える。しかし一方で、政治動乱の中、帰国華僑は「走資派」と見なされ、完全に差別化された「排除」の対象であった。ところが改革開放以降、帰国華僑は帰国当初以来、再び海外華人の投資を促す媒体として注目を集め、帰国華僑は「包摂」すべき対象となった。次に、インドネシア政府や華人側からみると、中国の改革開放政策への転換および、1990年の国交回復、1998年の暴動とスハルト退陣により、インドネシア政府・華人にとっての中国のプレゼンスが高まり、中伊関係を再構築していく方向へと進ませたことを明らかにしたい。その際、半官半民の性格をもつ帰国華僑联合会とインドネシア帰国華僑聯誼会が「ソフトパワー」的役割を果たしていることを述べたい。

報告③

香港の中国製品デパート「国貨公司」とインドネシアからの帰国華僑

芹澤知広 (奈良大学)

20 世紀の東西冷戦の時代、中国製品を専門に並べた香港のデパート「国貨公司」は、香港や台湾の住民が中国の製品を買ったり、中国の郷里を訪問する時に持っていく土産を買ったりする場所として重要な都市施設であった。この「国貨公司」の多くは、インドネシアからの帰国華僑によって、1950 年代後半から 60 年代前半にかけて設立されたものである。

「国貨」とは、1928 年に定められた「国貨暫定標準」にもとづくと、中国人が所有し、中国人が運営している工場で、中国人の労働者と中国起源の原材料によってつくられた製品のことである。20 世紀の初めに起きた外国製品排斥運動と対になって起きた「提唱土貨運動」は、中華民国政府によって組織化され、全国に中国製品デパート「中国国貨公司」がつくられた。香港では、杜月笙を理事長にして 1938 年に「香港中国国貨公司」がオープンしている。

しかし 1949 年以降、香港において「国貨」は、中国本土（中華人民共和国）の生産品という意味に限定されていき、「香港中国国貨公司」も 1958 年以降は、中華人民共和国の出先機関である「華潤公司」の傘下となった。その後、1960 年代前半にかけての時代が「国貨公司」の黄金時代になる。中華人民共和国を支持する労働者や労働組合にとって中国製品を愛用することには政治的な意味合いがあったが、収入の低い香港の労働者階級にとって安い中国製品が魅力的だったという実利的な側面もあった。

この時期、中国資本と直接関係なく設立された「国貨公司」のなかでは、「裕華」や「中僑」など、インドネシアの客家華僑によって設立された「国貨公司」が目立つ。彼らは、なぜ香港で「国貨公司」のビジネスに参入したのか。考えられる要因は 2 つある。

1 つには、梅県出身の客家の多くがインドネシアへと渡り、中国との貿易や中国製品の小売に従事していたということである。広東省の旧「嘉応州」地域のなかでは、現在の「梅江区」を含む旧「梅県」地域からインドネシアへの移民が際立って多い。そして梅県客家の多くは、インドネシア語で「ワルン」、客家語で「ア・ロン・ティアム」と呼ばれる「よろず屋」を営んだ。インドネシアの地方の小さな町に「よろず屋」を開き、商品を揃えるうえでのネットワークが、香港でのデパート業でも活かされた。

2 つめには、1950 年代から 60 年代にかけてインドネシア華僑の置かれた政治状況がある。1949 年の中華人民共和国成立後、独立過程か直後であった東南アジア諸国は、二重国籍を持つようになった華僑華人を利用して中国が革命を輸出することを警戒した。955 年のバンドン会議で、周恩来総理は二国間の二重国籍防止条約による解決を呼びかけたが、インドネシアのみがそれに応じ、1955 年に中伊間で条約が調印されると、インドネシアにおける華僑華人への差別・迫害はかえって激化した。中国では革命直後、華僑の親類がいる家を「地主富農」として扱ったが、1954 年に政策を改変し、1955 年には華僑の帰国と投資を優遇する政策を発表した。この政策に呼応して 1955 年に広東省に投資した華僑のなかでは、インドネシア華僑が最多であった。さらに 1957 年から広州において「中国出口商品交

易会」が開始し、中国と香港のあいだの貿易が盛んになり、1958年以降、多くの「国貨公司」が香港で開業した。

報告④

在台インドネシア華僑華人の移動の系譜—留学、「帰国」から結婚、出稼ぎへ

横田祥子 (滋賀県立大学)

2013 年 2 月現在、台湾には約 20 万人のインドネシア人が、就学・就労、結婚を理由に居住している。そのうち、人口規模が最大のグループは、生産部門や再生産部門に従事する「外国人労働者」であり、約 17 万人に上る。なかでも、女性が全体の 9 割を占め、その多くが家事・介護労働に従事している。労働者に次ぐグループは、台湾人と結婚し配偶者となった人々であり、27,000 人に上る。また、こうした配偶者の 9 割以上が同じく女性で占められている。上記二つの移民グループの存在は、台湾社会が、再生産労働の国際分業化 (global division of reproductive labor)、移動の女性化 (feminized migration) という世界的潮流の真っただ中にあることを如実に示している。

しかしながら、台湾には今日の統計に表れてこない、インドネシア出身の古い移民もある。その多くは、中国系の華僑・華人である。そのうち、第一のグループは、1951 年に中華民国政府が、華僑教育を開始して以降、留学先として中華民国を選んだ華僑華人である。1949 年以前、インドネシア華僑が中国語による高等教育を受けるには、中国大陸が主たる留学先であった。しかし、1949 年以降は、留学先を中華人民共和国か中華民国のいずれかに選択することが可能となり、1954 年から 1961 年にかけて、中華民国はアメリカの支援を受け、「自由中国」の代表者として、世界各国の華僑・華人留学生を受け入れていた。

また、第二のグループは、1950 年代末から 1960 年代初頭にかけて、華人排斥運動など政治的迫害を受けて、中華民国に「帰国」した華僑である。特に、1959 年インドネシアで大統領令第 10 号が発令され、村落部にて外国籍保有者が商業活動に従事することが制限されたことにより、生計を立てる術を奪われた華僑は、中華人民共和国や中華民国に再移住した。しかし 10 万人以上が中華人民共和国に移住したのに比して、中華民国へはわずか約 2,000 人が移住したにすぎない。こうした帰国華僑は、当初、台北、桃園、新竹、苗栗、嘉義、屏東に配置され、政府から支給された生活支度金とインドネシアから持参した財産を元に、土地・家屋を購入し、一般の職業に就いた。以上二つの、統計上表れてこない在台インドネシア華僑・華人の移民形式は、東西冷戦の対立、ナショナリズムの対立によって生み出された。

さらに 1970 年代末以降、知人や専門仲介業者の斡旋を介した、インドネシア華人系女性と台湾人男性との国際結婚が開始した。台湾人の配偶者となる女性たちは、主に西カリマンタン州出身の客家系、潮州系華人である。こうした移民は、冷戦時代の移民が形成したネットワークに支えられ、再生産労働の国際分業化を背景に成長した。以上のように、本発表では、在台インドネシア華僑華人が、台湾へ移住した経緯と移住の特徴を、時代ごとに明らかにしたい。

日本からベトナムへの原発輸出－開発・市民社会・研究者

司会：桃木至朗（大阪大学）

趣旨説明：吉井美知子（三重大学）

報告①遠藤 聡（共立女子大学ほか）「ベトナムのエネルギー政策と原子力法」

報告②伊藤正子（京都大学）「日本とベトナム－もたれ合いの原発計画」

報告③中野亜里（大東文化大学）「大規模開発をめぐる「ガバナンス」の諸問題」

報告④吉井美知子「日本からベトナムへの原発輸出が内包する差別構造と研究者の役割」

討論：古田元夫（東京大学）、坂本 恵（福島大学）

趣旨説明

吉井美知子 (三重大学)

本パネルでは、日越両政府によって合意され、本格的に実行に移されようとしている日本からベトナムへの原発輸出について、現状を報告し背景と問題点を明らかにする。

日本とベトナム社会主義共和国は 2013 年に外交関係樹立 40 周年を迎え、官民双方のレベルで、交流が一段と活発化している。そうしたなかで、懸念されているのがベトナムへの原発輸出問題である。日本では周知のように福島原発事故によって脱原発運動が盛り上がり、最近関心が衰えているとは言われるものの、今年 2 月の朝日新聞の世論調査によれば、依然として 7 割を超える人がこの方向を支持している。それに比べると、原発輸出への関心は決して高いとは言えない。これは身近に感じることのできない問題であることに加え、輸出先の地元の状況や反応などがあまり伝わってこないことにもよるだろう。

特にベトナムの場合は、グエン・タン・ズン首相が「日本のハイレベルな技術と安全性を信用している」「日本は事故から教訓を得て、絶対安全な原発を輸出してくれる」と期待を表明、日本側は「日本の高水準の技術を是非ほしいという国の期待に応えたい」「(輸入国の) 原発の安全性が高まることに貢献することは意義がある」などと答え、国家レベルのやりとりは報道されているが、海外マスコミの立地予定地取材が許されないため、情報の流通に著しい問題をきたしたままである。

そのため本パネルではまず、ベトナムのエネルギー事情と原子力関係の法律の整備状況を解説し、特に、ベトナム政府の原発必要論が根拠にしている電力需要予測を検討する。そして、情報と言論を統制したうえで安全神話を広め、開発から取り残された少数民族地域に原発をつくらうとしているベトナム側の状況と、原発輸出によって技術の維持と経済的利益を追求する日本政府や企業のありようを明らかにする。また、中国が投資して既にベトナム国内で始まっているボーキサイト開発の事例を取り上げ、大規模開発をめぐるガバナンスの面から原発計画への問題提起を行う。そして、日本政府が進める「システム輸出」によって、大都市と過疎地、大企業と日雇い被曝労働者など、「差別構造」がそのまま輸出されるのみならず、新規立地が難しい先進国が途上国に (リスクの多い) 原発を輸出するというさらなる「差別」を生むことを指摘する。最後に、原発輸出問題をめぐる日越の市民社会同士のかかわりを通じて、研究者の役割について考察し、さらに地域研究者のあり方を検討してみたい。

報告①

ベトナムのエネルギー政策と原子力法

遠藤 聡 (共立女子大学ほか)

日本では、2011 年 3 月に発生した東日本大震災以降、原子力発電政策の見直しが行なわれている。一方で、2012 年 1 月に、日本・ベトナム原子力協定が発効したことから、両国間の原子力の平和利用に関する協力、換言すれば「原発輸出」といえる日本からベトナムへの原子力関連品目や原子力関連技術の移転を行うことが可能となった。ベトナムでは、2020 年までに原子力発電を導入することを計画しており、ロシア、韓国、フランス、インド等の間で原子力発電開発協力を推進し、南部ニントゥアン省を中心に 2030 年までに 14 基の原子力発電所の稼働を目指している。原子力発電推進政策の法的基盤となるものとして、2008 年 6 月、原子力法が成立し、2009 年 1 月、施行された。2011 年 7 月には、第 7 次国家電力開発計画が承認され、複合的なエネルギー政策が推進されることになった。

ベトナムでは、順調な経済成長、都市化、人口増などで電力需要量の急激な増加が予測されており、その供給をいかに実現するかが現実的な課題となっている。新たなダム建設を必要とする水力発電所増設の困難さ、世界市場での化石燃料価格の上昇の可能性や価格の不安定性、エネルギー源の輸入依存への安全保障上の観点から、その代替エネルギー源として、技術開発が必要であり高コストが予測される太陽光、太陽熱、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーよりも、外国との開発協力を基本とする原子力発電に重点を移そうとしているとみられる。科学技術省の原子力開発計画によると、2011 年時点での電力需要予測およびそのエネルギー源比率予測は、次のとおりである。電力需要量については、2010 年から 2020 年までに約 3 倍、2030 年までには約 6.5 倍に増加すると予測している。エネルギー源については、現在の水力・火力(石油・天然ガス)発電から原子力発電の比率を高めることが前提となっている。2020 年には 1.5%、2025 年には 6.2%、2030 年には 7.8%である。2030 年までは国内で採掘可能な石炭による火力発電の比率を高める予測をしているが、CO₂ 排出という新たな問題が浮上する可能性もある。

原子力法は、①原子力の開発、②原子力規制機関の設置、③原子力の安全性、④放射性廃棄物・使用済み核燃料の処理・保管、⑤放射性物質・原子力施設の輸送・輸入・輸出、⑥原子力応用役務、⑦放射線事故・原子力事故への対処、⑧放射線事故・原子力事故の損害賠償等について定めた。同法の制定により、ベトナムにおける原子力発電推進のための法的基盤は整ったとされる。しかし、原子力発電プラントの建設は外国企業によるものとしても、現地で原子力発電の運営を行う人材の育成、原子力事故に際した賠償のさらなる明確性等、今後危惧される問題が生じてくる可能性も否定できない。また、原子力発電所建設に伴う環境破壊、放射性廃棄物の処理問題、放射能汚染の可能性に関して、地域住民に対する情報公開の不足が懸念される。さらに、同法規定の履行状況についても今後注視していかなければならないであろう。

報告②

日本とベトナム—もたれ合いの原発計画

伊藤 正子 (京都大学)

2012 年 5 月、ベトナムの都市知識人を中心に、日本政府に原発輸出をやめるよう要請する署名集めがネット上で行われ、国内外の 626 人が実名で署名した。人気ブロガーで、国立研究所ハンノム研究院所属のグエン・スアン・ジエン博士らが呼びかけたものである。請願書の中で、日本によるベトナムへの原発建設支援を「無責任、非人道的、非道徳」とあると批判した。この運動は 3 日ほどで暴力的につぶされたが、かれらは請願書と署名を当時の野田首相と玄葉外務大臣宛てに送付した。国策に反対すると身の拘束の危険さえあるベトナムで、数百人もの人が実名で署名したことの意味は重い。しかし、日本政府からの返答は結局ないままである。ジエン氏はこの 3 月筆者のインタビューに答え、「ベトナムの技術・管理レベル、政府の行政能力、汚職や腐敗の蔓延状況などからして、日本は原発建設に援助すべきではない。日本では依然原発を廃止すべきという意見が多数派と聞いているが、自分たちが廃止を希望しながら他国に輸出するのは筋が通らない」と述べた。

しかし、ベトナムでは原発や福島の事故についても自由な報道が許されていないため、多くの庶民は日本から持ち込まれベトナム政府によって宣伝されている「安全神話」しか知らない。反対しているのはジエン氏たちなど、ネット環境のある一部の知識人とどまり、国策に対する反対運動を組織することはできない。

今年 1 月には、安倍首相が就任後最初の訪問国としてベトナムを訪れた。首相は ASEAN 外交の原則として「自由、民主主義、基本的人権など普遍的価値の定着と拡大に努力していく」と述べていたが、ズン首相との会談では「戦略的パートナーシップ」をうたい、原発輸出を含むインフラ投資と、中国をにらんだ安全保障協力の話に終始した。ちょうどこの訪問の直後、ベトナムの国会議員団が英国国会を訪問した。もちろん経済投資の話も出たが、英国議員からはまず、宗教の自由の侵害、一党独裁の継続、ブロガーの相次ぐ逮捕など、ベトナムの言論の自由や人権侵害への言及があり、ベトナム側は回答に追われた。国家としてのベトナムに対するスタンスの違いが浮き彫りになったと言える。

ベトナムは日本にとって大変都合のよい国であり、逆もまたしかりである。ベトナムは日本の過去の歴史を一切問わない。日本占領下で 1944-45 年の冬に北部で大飢饉が起こり、ベトナムでは「200 万人餓死事件」と呼ばれるほどの犠牲者が出たのに、これまで外交の場でそれを批判したことはない。常任理事国入りからオリンピック招致まで、国際政治の場では必ず日本を支持してくれ、日本の ODA にも素直に感謝の意を表明する。一方、ベトナムにとって、日本は金が出すが口は出さない、つまり長期にわたり ODA の最多供与国でありながら、人権抑圧に対して全く非難しない、やはりとても都合のよい国なのである。中国をめぐる利害関係も共有しており、そこには「もたれ合い」の構造がある。

このような「良好」な日越関係のなかで、日本からの原発輸出が強力で推進されようとしている。端的に言えば、日本政府は、ベトナムの情報統制や言論・集会の自由の制限など非民主的状況を利用して、自国内では見込めなくなった技術の維持をはかり、一部企業のための経済的利益を得ることを目指している。ベトナム政府の導入の動機は、表向き「電

力不足」の解消だが、恐らく背後には、先進国並みの技術の獲得、大規模開発で落ちる金銭目的、中国への対抗心などがあると推測される。

最後に「現地」重視主義が陥る地域研究者の「罨」についても、考えてみたい。

報告③

大規模開発をめぐる「ガバナンス」の諸問題

中野 亜里 (大東文化大学)

本報告は、多様なステークホルダーが問題解決に参加する「ガバナンス」という視点から、ベトナムの資源・エネルギー関連の大規模開発プロジェクトが内包する諸問題を明らかにし、原子力発電所建設に対して問題提起を行なう。

報告者は、ベトナムの中南部高原におけるボーキサイト採掘・アルミナ精製の事例を取り上げ、立地住民、関係省庁、識者へのヒアリング、現地での研究会などを実施してきた。そこから明らかになった問題点は、次のようなものである。

第一に、政府・企業による決定過程が透明性を欠き、説明責任が果たされていないことである。特にボーキサイト開発の場合は、ベトナムと中国の両共産党指導部の間で秘密裡に合意されたため、広範な市民の批判を招いた。実施後も様々な面で計画の破綻が露呈しており、政府・企業は情報の開示を拒む傾向にある。

第二に、総合的な開発戦略の不備である。「予算不足」のため、住民の移転に対する補償、労働者の賃金、インフラ整備などの経費が調達できず、工場の稼働は 2 年も遅れ、アルミナ搬出用の港湾建設も 5 年間停滞したあげくに中止されている。

第三に、中央政府の立場と地方の現状が乖離していることである。政府は雇用機会の拡大、人材育成、地方経済の活性化などの効果を主張するが、報告者の現地調査ではそれらは実証されなかった。住民は土地収用計画や補償金について明確な説明を受けておらず、工場からの土砂流出、廃水、騒音、振動などの被害を企業や行政機関に訴えても、責任の所在は不明確で、実質的な対策はとられていない。住民が「われわれの地域の工場」というオーナーシップをもつことは難しいと考えられる。また、政府は、プロジェクトの実施過程では地元民族の伝統文化を重視すると表明したが、報告者の調査では、少数民族は移転によって生活に大きな変化を強いられていた。

第四に、市民からのチェックが困難なことである。ボーキサイト開発問題は、知識人を中心に組織的な抗議行動を惹起し、原発建設を批判する言論にもつながった。しかし、運動の中核である都市部の知識人らは、恒常的に治安当局からの監視、圧力を受けている。他方、立地住民は情報から疎外され、組織的な抗議行動のノウハウをもたない。特にインターネット環境の面で、都市と農村の間には大きな情報格差があり、両者間の市民レベルのネットワークも形成されていない。

このような事例から、政府、企業、立地住民、専門技術者、知識人、一般市民など多様な主体が自由に議論し、対等な立場で問題解決に参画する「ガバナンス」は、現在のベトナムでは成立し得ないことが分かる。技術や経済効率以前に、このような面からも原発建設計画を考察する必要があるだろう。

<参考文献> 中野亜里「ベトナムにおける市民社会の萌芽」『国際政治 169 市民社会からみたアジア』2012年7月。

報告④

日本からベトナムへの原発輸出が内包する差別構造と研究者の役割

吉井 美知子 (三重大学)

日本では 2011 年 3 月の福島第一原発事故により、原子力発電に関わる差別構造が明らかになった。すなわち、電気を享受する首都圏の住民と、リスクを引き受ける福島の住民、行き場のない放射性廃棄物を押し付けられる地元、危険な廃炉作業をさせられる労働者という関係の構造である。

本研究では、新たに原発を導入しようとしているベトナムへ、日本において観察される差別構造がどのようにプラントや技術とともに輸出されるのか、そしてこれに対応すべき研究者の役割について考察することを目的とする。

八木は「原発に内在する差別の連関構造」として (1) ウラン採鉱に伴う原住民労働者の被曝と居住区の放射能汚染、(2) 原発立地の「過疎」地差別の構造、(3) 炉心下請労働者の被曝問題、(4) 核燃料廃棄物に関わる「辺地」の犠牲、という 4 点を挙げている (八木 1989:5-36)。本研究では八木の言う (2) 原発立地の「過疎」地差別の構造を言い換えて「差別することにより利益を享受する者 vs. 差別され人間の尊厳を傷つけられるもの」という対立の形で表現し「電気を消費する大都市 vs. 危険な原発立地自治体」とした。また八木の (3) 炉心下請労働者の被曝問題を「原発で儲ける大企業 vs. 数次孫請けの被曝労働者」と言い換えた。また報告者はこれに「原発の便益を享受する現世代 vs. 廃炉や核廃棄物処理を担わされる将来世代」という対立を加える。そしてそれぞれが差別構造であることを前提に分析を行う。

本研究では、ベトナムの原発建設計画の内包する差別について調査するに当たり、主としてベトナム内外で発信される報道や HP、ブログ等より資料を参照するとともに、2012 年より非常に限定的な 3 回の現地調査を実施し、二大都市や立地地元を訪問して関係者から聞き取りを行った。

その結果、ベトナムにも日本と同様の差別「電気を消費する大都市 (ハノイ、ホーチミン市) vs. 危険な原発立地地域 (ニントゥアン)」が輸出されることが分かった。さらに「原発で儲ける大企業 + 汚職で儲ける人々 vs. 日雇いの被曝労働者」や「現世代 vs. 将来世代」もそのままである。またベトナムでは立地地域が先住少数民族チャム族の聖地であることが先行研究から分かる (吉本 2012)。すなわち、「多数民族キン族 vs. 少数民族チャム族」という新たな差別構造が加わり、まるで日本の原発問題と沖縄の基地問題を一括したような構造である。ニントゥアン省は経済発展が遅れている事実も沖縄と類似している。そして最後にこの輸出が内包する最大の差別構造として「自国民の安全のために脱原発を進める先進国 vs. 先進国の金儲けと廃炉技術保持のためにこれから原発を導入させられる途上国」が挙げられる。

日本とベトナム両国の狭間に位置する日本人ベトナム研究者の役割は、第一に福島事故後の日本の現状について、しっかりとベトナム市民に伝えることである。そして原発がどういふものか、事故が起こっても起こらなくても、そこにどのような差別構造が内包されているのかをベトナムの市民が把握した上で、自国での建設計画について客観的に判断す

る材料を提供する役割がある。第二には、ベトナム市民社会の動向や考えについて日本の市民社会に伝える役割がある。そして両国の市民社会が共同で動くのを支援することが期待される。

引用・参考文献

八木 正（1989）『原発は差別で動く一反原発のもうひとつの視角』明石書店、東京

吉井美知子（2013）「日本の原発輸出—ベトナムの視点から—」『三重大学国際交流センター紀要』第8号、pp.39-53

吉本康子（2012）「波の神を祀る人々」『月刊みんぱく』2012年5月号、国立民族学博物館、pp.22-23

文化遺産と考古学

パネルプログラム

| | | |
|--------------------|-------|------------------|
| <u>趣旨説明</u> | 丸井雅子 | 上智大学 |
| <u>報告 (各 20 分)</u> | | |
| カンボジア | 田畑幸嗣 | 上智短期大学 |
| ラオス | 大坪聖子 | 早稲田大学ラオス地域人類学研究所 |
| ベトナム | 山形真理子 | 金沢大学 |
| タイ | 原田あゆみ | 九州国立博物館 |
| <u>コメント</u> 課題と展望 | 新田栄治 | 鹿児島大学 |
| <u>質疑応答</u> | | |

趣旨説明

本パネルは、考古学及び美術史の立場から、東南アジアの文化遺産をめぐる今日的な課題と展望を提示することを目的とする。

文化遺産の保存と活用が国民国家主体で進められている現在、考古学や美術史が提示する歴史や文化解釈は、必ずしも国家が理想とする文化遺産の概念や、政策として位置づけられた文化遺産の枠組みとは一致しない。そのような齟齬は東南アジアでも多く見られ、国家が国家の文化遺産として掲げる物件リストから、考古学や美術史による学術研究に裏打ちされた遺跡が漏れ落ちる（もしくは無視される）ことは珍しくない。あるいは文化遺産を文化資源として開発の一要素に位置づける場合、経済活動にさして効果的でない遺跡が排除されることもよく聞く事例である。

文化遺産を主軸に考える場合、こうした文化遺産の保存と活用に学術成果はどのように反映されているのか。国を越えた研究者の交流が盛んになる一方で、外国人研究者と地元研究者は研究目的や成果をどのように共有しているのか。考古学や美術史が提供する文化圏や地域概念は、文化遺産が目論むそれらと共通するのか。

本パネルでは、外国人専門家として東南アジアで調査研究に取り組んでいる実践者が、以上の問題点について国毎に具体的な事例を挙げ報告する。東南アジアにおける文化遺産と考古学研究の関係性へ理解を深め、将来他の研究分野及び手法、さらにはイシュー毎に同様の検証を進める為の布石としたい。

本パネル構想の背景には、パネルメンバーが所属する東南アジア考古学会が 2013 年 3 月 30 日に開催したワークショップ「文化遺産の研究と保存：研究者による文化遺産保存活動の実践とその可能性」（コーディネータ：田畑幸嗣）を挙げることができる。このワークショップでは、現地で活動する考古学及び建築学専門家による報告、そして保存活動に関する今後の展望が討議された。このように東南アジアの文化遺産をめぐる現代社会の諸問題について、立場と視点を変えつつ今後も継続討議していくことが計画されている。

インドネシアのジャカルタ首都圏における社会的亀裂と秩序構築の政治

趣旨説明

岡本正明 (京都大学)

東南アジアの都市化は急速に進んでおり、2010 年には人口の約 42%が都市に住んでいる。とりわけ首都圏の成長は著しい。それゆえ、東南アジアの首都圏に関する研究は数多い。しかし、政治に着目すれば、首都における国政研究はあっても、マニラを除けば、首都(圏)の地方政治研究はそれほど多くない。とりわけ、東南アジア最大の首都ジャカルタについてそのことが当てはまる。そこで本パネルは、ジャカルタの地方政治を軸にパネルを組むことにした。

インドネシアは今、汚職事件の枚挙にいとまがないが、経済的に堅調であり、民主主義は定着している。その中心地ジャカルタでは、中・高所得階層の増加が目立つ一方で、経済機会を求めて各地からの人口流入が続いており、社会格差の拡大は止まらない。ジャカルタは経済格差、宗教、エスニシティなどの垂直的・水平的な社会的亀裂が交錯する極めて多様性・流動性の高い社会となっている。それだけに政治アクターは多数かつ多様である。本パネルでは、このジャカルタ政治について、社会的亀裂に着目しつつ、制度・選挙・政策・暴力の四側面から分析を行い、民主化後ジャカルタの政治的秩序の様相とその規定要因を提示してみたい。

・構成

パネル時間計：130 分 (内訳：趣旨説明 5 分、報告 80 分、討論 20 分、質疑応答 25 分)

司会：相沢伸広 (ジェトロ・アジア経済研究所)

報告者：岡本正明 (京都大学)

「民主化後の首都ジャカルタにおける浮動する州民の誕生」

見市 建 (岩手県立大学)

「2012 年ジャカルタ州知事選における「宗教的キャンペーン」と社会的亀裂」

新井健一郎 (共愛学園前橋国際大学)

「インドネシア首都圏の廉価マンション開発をめぐる政策・政治」

本名 純 (立命館大学)

「ジャカルタにおけるプレマン政治の新秩序ーギャング抗争、闇経済、寡占安定」

討論者：日下 渉 (名古屋大学)

鈴木絢女 (福岡女子大学)

報告①

民主化後の首都ジャカルタにおける浮動する州民の誕生

岡本正明 (京都大学)

およそこの国においても、首都をどのような制度設計で統治するのかが極めて重要な課題であり、一般的に、首都の制度設計は同じ国の他地域の制度設計とは異なっている。首都は国政の中心であり、政治経済的に決定的に重要だからである。インドネシアの首都ジャカルタについても、独立以来、政治制度の変更とともに首都の制度も変更されてきたが、明らかに特別な位置づけを与えられてきた。非常にシンプルに言えば、民主化後の現在に至るまで、効率的な開発計画を実践し、政治的安定を確保できるような制度設計を模索し、中央集権的な統制を図ってきた。

本発表においては、スハルト権威主義体制期、そして分権的民主主義体制期におけるジャカルタに関する法律制定の国会審議過程を議事録から分析し、どのように首都ジャカルタが構想され、制度化されようとしたのかを見ていく。その上で、この制度設計が生み出すジャカルタ政治の特徴も考えたい。

二つの政治体制を通じて最も重要な争点の一つになったのは、ジャカルタ州の下位行政単位である市の位置づけであった。実際の権限の大きさはともかく、スハルト体制下でも現民主主義体制下でも、地方自治法では、州ではなくその下位にある県・市を基礎自治体として重視するとの規定がある。しかし、ジャカルタについては、首都であるがゆえに県・市に自治権を付与する必要がないというのが内務相の立場であった。市に自治権を与えれば、集権的な開発の推進と治安の確保が行えなくなるというのがその理由である。どちらの時代にも野党勢力からは反対の声が上がるものの、市への自治権付与は実現しなかった。その代わりに、民意を反映させる組織として、疑似地方議会のような組織が市長への諮問機関として作られた。しかし、この機関は有名無実化し、今に至るまで全く民意の受け皿となっていない。その結果、ジャカルタの選挙政治は州知事選挙と州議会議員選挙に限られてしまい、今では、2名の正副州知事と92名の州議会議員が1000万人近いジャカルタ州民を代表している。政治家と有権者との距離感が極めて遠く、制度的に浮動票を生みやすい。そして、縦横に社会的亀裂の走るジャカルタでは、この浮動する大衆が選挙の結果を左右している。浮動層か否かという社会的亀裂もジャカルタ政治では重要である。

報告②

2012 年ジャカルタ州知事選における「宗教的キャンペーン」と社会的亀裂

見市 建 (岩手県立大学)

2012 年 7 月と 9 月に行われたジャカルタ州知事選は現職のファウジ・ボウォと新人のジョコ・ウイドドのあいだで争われた。ファウジ・ボウォが地元ブタウィ人であったのに対し、ジョコ・ウイドドはジャワ人、その副知事候補バスキ・チャハヤ・プルナマは華人キリスト教徒であった。新人候補がメディアの寵児となり当選したが、選挙戦は現職がブタウィ人アイデンティティを前面に出し、また宗教を持ち出した対立候補へのネガティブキャンペーンもさかんに行われた。ジョコ・ウイドド組が勝利したことで、「宗教的キャンペーン」は通用しなかったとみなされ、関心は 2014 年の大統領候補に取りざたされるほどの人気を集める新知事の言動に集まっている。しかし、激しい「宗教的キャンペーン」には一定の効果があり、ジャカルタにおける社会的亀裂を反映していた。また、ジョコ・ウイドド陣営も防戦的ではあるが、宗教的イメージを重視していた。

本発表では、2012 年のジャカルタ州知事選においてエスニシティによる亀裂投票があったことを実証したうえで、「宗教的キャンペーン」の実態とその効果を明らかにする。また、政治的な自由競争が行われる現在のインドネシアにおいて、宗教的なキャンペーンがいかなる意味を持つのか、本選挙の分析から指摘したい。先行研究は、地方政治における金権政治や暴力の重要性を強調するが、2005 年の地方首長直接選挙制導入後、地方においても、メディアを利用したイメージ戦略が重要になりつつある。宗教やエスニシティの強調が、いかなる場合に、いかなる効果をもたらすのか、他地域の事例と比較しながら、その類型化を試みたい。

報告③

インドネシア首都圏の廉価集合住宅開発をめぐる政策・政治

新井健一郎 (共愛学園前橋国際大学)

本発表は、インドネシア首都圏における廉価集合住宅の大量建設をめぐる過去 5～6 年程度の政策動向に関し、利害関係を有する各種アクター間の関係・現実の成果・今後の課題の 3 点に関し、新聞・不動産業界誌などの二次情報源と代表的な廉価集合住宅事業の現場視察に基づき概観することを目的としている。

ジャカルタでの廉価集合住宅建設は、人口密度の高い都心部での再開発の一手法として 1980 年代に始まり、並行して集合住宅に関する法整備も行われた。しかし、公社が中心となって建設した廉価集合住宅は建設数が少な過ぎ、首都圏の住宅問題の解決にほとんどインパクトを持たなかった。変化のきざしが現れたのは、2007 年の首都圏の洪水被害の後、当時の副大統領ユスフ・カラが 5 年間で全国主要都市に 1000 棟もの廉価集合住宅を大量建設することを政策目標に掲げて以降である。本発表ではこれ以降を第一期とし、新住宅法・新集合住宅法が成立した 2011 年前後の第二期、および 2012 年のジャカルタ新州知事・副知事の就任以降の第三期に分けて、廉価集合住宅建設をめぐる動向を整理する。

第一期では、副大統領の主導下で、従来廉価集合住宅建設に関わってこなかった様々なアクターの動員が図られた。建設用地の供給源としては遊休地を抱える国有企業、建設主体としては大手民間開発業者等である。しかしこれらアクターは必ずしも廉価集合住宅の建設動機をもっておらず、ジャカルタ州政府など地方自治体も、政策に特に協力的ではなかった。副大統領が代わり、諸アクターの利害を取りまとめる力がなくなると、廉価集合住宅の大量建設事業は行き詰まった。これに対し、2011 年に議会の承認を得た新住宅法と新集合住宅法は、地方政府が広範な責任と権限を持つ現在の地方自治の枠組みを前提に、主に地方政府の監督下で一般のマンション業者に一定割合で公共集合住宅の建設を義務づける強力な法的枠組みの形成を志向するものである。そして折しも 2012 年のジャカルタ州知事選で新知事・副知事が誕生し、2013 年初頭の大規模な洪水被害もあり、今度は州知事が主導する形で、現在、廉価集合住宅の大量建設は、再度重点的な政策目標となっている。

2007 年以降の動向からは、選挙や世論を強く意識する政治家 (副大統領や州知事) が、トップダウンで強力な指導力を発揮することが、諸アクターの利害を調整し政策目的に動員する上で非常に重要であったこと、短期に目に見える成果を挙げるため、公企業所有地の活用が図られてきたことが分かる。しかし指導力を発揮する政治家の任期は不安定なため、より持続的・制度的な仕組みの確立が不可欠である。ことに建設に必要な土地や財源を継続的に確保するためには、民間開発業者に公共集合住宅建設を義務づけた法を、首尾一貫して運用する仕組みの確立が不可欠である。また廉価集合住宅の売買・賃貸を管轄する公正で透明度の高い公的組織や、建設用地を継続的に備蓄する公的組織の設立・運用も、今後の課題である。

報告④

ジャカルタにおけるプレマン政治の新秩序
—ギャング抗争、闇経済、寡占的安定—

本名 純 (立命館大学)

ここ数年、ジャカルタでは大規模で組織的なギャング抗争の勃発がメディアを賑わせている。多くの場合、事件はプレマン (暴力団) 同士の「仁義なき戦い」であり、首都の闇経済の利権をめぐる組織間の対立を反映している場合が多い。スハルト政権の終わりとともにプレマン組織も増加してきたことから、インドネシアの民主化は政治の自由化だけでなく、暴力団ビジネスの市場も自由化し、新規参入と自由競争を促進してきたと理解されている。その視点から、2010 年以降にエスカレートする街頭でのギャング抗争は、新旧入り交じったプレマン同士による力と金の分捕り合いが激化して裏社会が混乱・カオスになっている証であると解説されることが多い。

しかし、末端の「みかじめビジネス」の対立が原因で起きる「仁義なき戦い」は、今のジャカルタ・プレマン業界の新展開における部分的な話でしかない。なぜなら、一方で警察とプレマン・エリートの平和的・調和的關係も近年進んでいるからである。警察は「プレマンとの戦い」を掲げて、ジャカルタの裏社会の統制を進めており、業界には寡占的な安定が生まれつつある。なぜ、そしていかに「カオス」と「安定」がジャカルタのプレマン業界に共存しているのか。

ジャカルタ・プレマンに関する先行研究の多くは、社会学的・人類学的なアプローチから特定組織の文化的背景や民族的・宗教的言説を考察し、彼らのアイデンティティ・ポリティクスに焦点を当ててきた。それはプレマン組織の性格を理解することに貢献してきた。しかし、従来の研究には、治安利権をめぐる法執行機関の政治や、ユドヨノ政権下の経済成長に伴う都市の再開発が闇経済に与える影響など、プレマン業界を取り巻く重要な環境要因の分析が欠けており、上述の「カオス」と「安定」の共存力学を捉えきれないでいる。このギャップを埋める議論を展開するのが本報告の狙いである。